

報 告

我が国の子どもの成育環境の改善にむけて
－「成育空間の課題と提言(2008)」の検証と
新たな提案



平成23年(2011年)9月26日

日 本 学 術 会 議

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・

環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同

子どもの成育環境分科会

この報告は、日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会及び成育空間に関する政策提案検討小委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

子どもの成育環境分科会委員

委員長	五十嵐 隆	(第二部会員)	東京大学大学院医学系研究科教授
副委員長	仙田 満	(第三部会員)	放送大学教授
幹事	片田 範子	(連携会員)	兵庫県立大学看護学部教授
幹事	木下 勇	(連携会員)	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	内田 伸子	(第一部会員)	お茶の水女子大学客員教授
	進士五十八	(第三部会員)	東京農業大学地域環境科学部教授
	衛藤 隆	(特任連携会員)	日本子ども家庭総合研究所副所長
	加賀谷淳子	(連携会員)	日本女子体育大学名誉教授
	片山 倫子	(連携会員)	東京家政大学家政学部教授
	小澤紀美子	(連携会員)	東海大学特任教授、東京学芸大学名誉教授
	小林 章雄	(連携会員)	愛知医科大学医学部教授
	佐々木宏子	(連携会員)	鳴門教育大学名誉教授
	無藤 隆	(特任連携会員)	白梅学園大学子ども学部教授
	矢田 努	(特任連携会員)	愛知産業大学大学院造形学研究科教授

成育空間に関する政策提案検討小委員会委員

委員長	木下 勇	(連携会員)	千葉大学大学院園芸学研究科教授
幹事	井上 寿		環境デザイン研究所主任研究員
	相馬 直子		横浜国立大学経済学部准教授
	中津 秀之		関東学院大学工学部准教授
	三輪 律江		横浜市立大学国際総合科学部准教授
	吉永 真理		昭和薬科大学薬学部教授
協力	定行 真理子		日本女子大学家政学部教授

要 旨

1 作成の背景

日本学術会議第20期課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」の対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」（2007年7月）を受けて、2008年には「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて－成育空間の課題と提言－」（2008年8月、以降「提言」と簡略化して言う）がとりまとめられ、公表された。そのモニタリング調査や関連部署のヒアリング結果も含めながら、さらに社会の急激な変化による緊急な課題を含めて子どもの成育空間について強化すべき点や追加すべき点を中心に、第二次の提言として本報告をまとめることとなった。

2 現状及び問題点

提言では子どもの成育環境改善のために総合的施策や横断的部署の必要性をうたった。国では省庁横断的に子ども・若者育成支援推進本部や少子化社会対策会議を設けて子どもへの施策に取り組み、少子化対策として地方公共団体や事業所での次世代育成支援行動計画の策定と推進を促している。本分科会（小委員会）でもこれら地方公共団体の次世代育成支援行動計画の現状を検討してきた。先駆的な取り組みもあるが、多くの少子化対策は子ども自身に向けたものにはなっていない。一方、子どもが遊び、成長する環境への関心は依然として低い。子どもが十分に遊び、心身ともに健全で活力ある人間となるための施策を行わなければこの国の未来は危うい。子どもの参画や子どもの視点からの空間整備等、子どもの成長を育む社会の形成に向けた取り組みが急務である。

なお、本報告をとりまとめている作業中に東日本大震災に直面し、被災地支援や復興に関して十分な検討の時間は無かったものの、被災地の長期的な復興においても次世代の担い手たる子どもたちの成育環境は極めて重要な要素であるので、本報告が復興まちづくりの参考ともなることを願う。

3 本報告の要点

(1) 日本学術会議の報告や提言の認知度について

先の対外報告や提言を配付した関連省庁にモニタリング調査を実施した結果、省庁の関連部署においては調査票の低回収率もさることながら、日本学術会議の存在や役割についても認知度は低かった。報告や提言についての応答を関連部署とさらに深める必要性を強く認識した。子どもの環境という広く横断的に関わる課題についてはなおさらのことである。

(2) 子どもの力を育むために

以上の報告や提言後のフォローアップの検討等をふまえて、再び本報告を行うのは以下の点をさらに強化する必要からである。先の対外報告では子どもの心身の劣化が課題となっていたので、子どもの回復力、いわゆる「レジリエンス」（resilience：悪影響を受けて一時的に弱っても自ら立ち直る回復力、逆境への耐性）が誘発され、子ども自ら

の力で心身の劣化の課題を解決し成長する成育空間の強化として下記の点をあげる。①住環境として多世帯・多世代居住の推進：子どもを育てるのは家族のみではなく、家族が開かれ、近隣の多様な関係の中で育つ住環境を形成すること。②遊べる道路の創設：道路に関して、子どもの遊びが保障されるためにも、近隣の関係を改善し、防犯、防災、高齢者福祉など総合的効果を示しながらの施策の展開。③群れて遊べる公園：子どもの遊びと成長を育むパークコミュニティの形成。④地域の拠点としての学校づくり：校庭をはじめとした学校環境の向上や地域の人々に関わるコミュニティ・スクール化。⑤就学前保育・教育環境の改善：待機児童解消のため量的整備に関心が注がれているが、育つ子ども本位で質の改善を地域の環境の活用も含めて総合的に行うこと。⑥自然体験が可能な環境：幼児期からの身近な自然体験及び長期自然体験の場と機会の整備。

(3) 安全・安心と遊びの両立するコミュニティ形成

子どもが被る犯罪被害や交通や野外活動の事故等への不安から、安全・安心への取り組みが強化されてきた。しかし一方に過度な安全性の追求は子どもの行動を抑制し、子どもの力を阻害することになる。この国際的議論を背景に安全・安心と遊びが両立する環境形成の基準を明確にすることが急務であるという認識から以下の方針を提起する。①子どもと大人の場の共有、②子どもの発達に応じた安全環境設計、③子どもの力の回復、④子どもの参画によるリスクマネジメント、⑤地域の目と親しまれる関係、⑥安全・安心の地域資源の活用、⑦遊びと安全・安心の診断と対策組織のネットワーク。

(4) 子どもに関連する横断的施策と総合的調整権限を有する組織

・総合的調整権限組織 国では内閣府内に子ども・若者育成支援推進本部や少子化社会対策会議を設けて省庁横断的に少子化対策を進めている。文部科学省と厚生労働省の連携も進められているが、国土交通省等の空間に関連する整備まで含めたより総合的な施策を進めるための調整権限の拡大または総合的部署の設置が求められる。なお地方自治体においては現場の面でさらに総合的調整を発揮することが求められる。

・子ども・若者支援及び次世代育成支援 子ども・若者計画と次世代育成支援行動計画という異なる省庁の系列の自治体計画も自治体の裁量で一元的に行える柔軟性が配慮されるようになっている。だが、これらには空間の視点が弱いので、地方自治体の総合的施策を後押しするためにも、国の横断的な連携が求められる。また当事者の子どもの意見を反映する試みもみられるが、一部先駆的自治体のみであるので、さらなる強化が求められる。

目 次

1	はじめに	1
(1)	経緯	2
(2)	日本学術会議の提言や報告の認知・関心の低さとその改善に向けて	2
2	「成育空間の課題と提言（2008）」の事後調査より～子どもの力の回復に向けた環境整備へ	3
(1)	子育ての近隣関係形成の住環境整備	3
(2)	遊べる道路の創設	5
(3)	群れて遊べる公園	7
(4)	地域の拠点としての学校づくり	9
(5)	就学前保育・教育環境の整備	11
(6)	自然体験が可能な環境づくり	13
3	安全・安心と遊びが両立するコミュニティ形成	15
4	子どもに関連する横断的施策及び総合的調整権限を有する組織	17
(1)	子ども・若者支援及び次世代育成支援に関して	17
(2)	子どもに関連する総合的調整権限を有する組織	19
	<補注・参考文献>	別冊

1 はじめに

(1) 経緯

日本学術会議第 20 期課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」の対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」（2007 年 7 月）において、子どもが心身ともに危機的な状況にあることを指摘し、それに対する総合的、組織的、行動的戦略の提言を行った。本分科会は、その組織的戦略のもとに日本学術会議内に分野横断的に設置され、成育空間、成育方法、時間、コミュニティと順に毎年検討を行うこととなった。そこで 2008 年には「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて－成育空間の課題と提言－」（2008 年 8 月）が提言された。

この報告はその提言について国の関連省庁の部署へのモニタリング調査を実施し、その結果と合わせながら、我が国の子どもの成育空間の改善に向けてさらに強化すべきことは何かについてこれまで検討してきた成果を報告としてまとめたものである。

特にモニタリング調査の結果では、子どもが遊べる道路の提言に対しての評価が低かった。この点に関して、関係部署にヒアリング等を実施して、具体的に地域での合意形成や管理運営面での課題等を聞き、政策と連動した具体的提案の必要性を認識した。同様に他の課題についてもヒアリングを行った結果を反映している。

また、2009 年度の本分科会小委員会の活動として、こども環境学会と協働して、安全・安心と遊びが両立する環境形成のガイドラインの検討を行った。これは次の社会的背景から検討する必要性を認識したからである。社会では子どもが被る犯罪被害への関心が高まり、加えて交通事故や野外活動の事故等に対して安全・安心への取り組みが強化されてきている。しかし一方に過度な安全性の追求は子どもの行動を抑制し、子どもの力を阻害することになるという指摘もある。その点について検討を重ね、安全・安心と子どもの成育のための遊びが両立する地域空間のあり方を検討してガイドラインとしてまとめた。その成果もこの報告に加えた。

先の対外報告では子どもの事に関連する施策は省庁横断的に様々な分野に関連するので一元的に状況を把握して施策を行うための総合的部署の必要性を述べていた。以降、この分科会での検討期間中に国は内閣府内に青少年の健全育成に関する事項の企画・立案及び総合調整、関係行政機関の事務の連絡調整等に関する事務を所掌する共生社会政策担当の政策統括官を置いて、子ども・若者支援推進本部を設け、子ども・若者支援推進法に基づき「子ども・若者ビジョン」を策定した。また少子化対策では少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法を背景に次世代育成支援行動計画の後期計画を自治体はじめ事業所での策定と実施の推進をはかっている。モニタリングや自治体での実施状況を見ると、まだまだ空間面も含めた総合的計画や横断的施策が弱いという実態が把握され、さらにその面の強化が課題となっている。そこで、これら総合的施策について検討を行った結果もこの報告に記載した。

(2) 日本学術会議の提言や報告の認知・関心の低さとその改善に向けて

①日本学術会議の提言や報告に関心は低い～モニタリング調査結果より

本分科会の活動として2007年の対外報告について、その配付先の省庁の担当部署にモニタリング調査を実施した(2008年5月 参照[1-1])。11省庁112課に調査表を配付したところ回答は10件のみ(回収率8.9%)であった。そこで2008年の成育空間に関する提言に関する、第二次モニタリング調査を実施した(2009年11月 参照[1-2])。関係する130の部署(課等)に配付したところ回答は20件(回収率15%)であった。第二次は第一次の低回収率の認識のもとに、問い合わせも受けながら回答の促進をはかったが、回収率の低さもさることながら、担当係レベルとなると、日本学術会議の存在も知られず、報告や提言の存在もほとんど認知されていないようである。

日本学術会議の筆頭の役割として「政府に対する政策提言」があり、これまで数多くの提言や報告を発信してきているが、世間で注目される審議事項は別としても、一般に多くの提言・報告は国の省庁の部署に配付しても、読まれておらず、その認知も低い。さらに、日本学術会議の存在やその役割も明確に認識されていないという問題も露見した(電話での問い合わせより)。この点は本課題のみならず日本学術会議で共有して改善が求められる課題である。

②日本学術会議の提言や報告へのモニタリングの必要性

本分科会における対外報告や提言へのモニタリング調査の実施は日本学術会議の取り組みとしても初めてのことと思われる。このモニタリングによって、提言や報告が省庁にどのように扱われているか、また関連部署の施策との関連についてもより詳細に課題が明らかになった。「政府に対する政策提言」が日本学術会議の筆頭の役割であるならば、発信した提言や報告がどのように生かされているのか、またどのようにさらに課題があるのか、施策の現場と応答的に内容の検証を行う作業は当然、求められることである。また、モニタリングも単にアンケートではかるのみではなく、関連部署の担当にヒアリングをすることでより仔細の情報を得られることができる。可能な限り、関連施策の実際の担当者と応答的に進めることが好ましい。

③日本学術会議に求められる科学的実証データや情報

特にモニタリングの結果では、提言に対しての評価が低かった項目に関して、関係部署にヒアリング等を実施して、具体的な課題等を聞き、政策と連動した具体的提案の必要性を認識した。その結果、省庁の担当部署が日本学術会議に求める点は、課題は認識しても、新しい施策を進めるには根拠あるデータや情報が必要であり、その点が日本学術会議に期待されているという点であった。提言や報告はどうしても抽象的な文言となる。データや情報は補注等の形態で資料的に付加される。担当部署にとってありがたいがられるのはその資料編の方である。それらデータや情報の蓄積のデータベース化の検討が求められる。

2 「成育空間の課題と提言（2008）」の事後調査より～子どもの力の回復に向けた環境整備へ

(1) 子育ての近隣関係形成の住環境整備

① 課題

ア 夫婦共働き世帯への対応

労働力調査に基づき、1980年以降の雇用されている共働き世帯数の推移[2-1-1]を追うと、1980年当時、専業主婦世帯が1,114万世帯に対し、共働き世帯はわずか614万世帯であった。その後、共働き世帯は増加の一途を示し、1997年にその順位が逆転し、2009年には、共働き世帯が995万世帯、専業主婦世帯が831万世帯と、共働き世帯がはるかに多くなっている。

少子化対策としては、住居と雇用と保育所の総合的・有機的な整備が必要であり、同時に、男女ともにワークライフバランスを考えた生活のスタイルの構築が重要となっている。これまで、男女の役割分担を推進するベッドタウンとして機能した住宅地開発から、男女が共に働き・子育てをするための住環境整備が求められている。

イ 貧困の中の子ども～乳幼児生活圏の相互ケアの必要性

我が国でも相対的貧困率が示されるようになり、子どもの相対的貧困率は国際的にも高く、2007年で14.2%を示し、極めて深刻な状況にある。また、劣悪な環境状態の家で暮らしている0～17歳の子どもの割合（2006年）の国際比較(OECD)によれば、日本は32%とOECD24カ国平均の24%よりも高く、国際的にも劣悪な地域環境に子どもたちが置かれている。さらに、子どもの児童虐待の相談件数がこの20年間で驚異的に増えていることも、無視できない問題である。このような子どもの貧困や児童虐待問題も、「子育て支援」として取り組むべき課題であり、早い段階からの地域による見守り・ケアが必要である。アメリカのシカゴ大学の経済学者であるジェームズ・ヘックマンは、教育投資効果の視点から、小学校就学前の子どもに対する教育への投資が重要としている。特に、社会経済的に不安定な家庭に育った子どもの生活の質を高めることが、社会的に重要であると説いている[2-1-2]。また、日中韓の国際比較においては、就学前の教育投資による語彙やリテラシー能力の習得の差は中国、韓国を中心に見られるが、我が国の場合も含めて教育投資をしても強制しつけでは能力の習得が低くなり、ふれあい重視の共有型しつけという親の養育態度や子ども中心の保育等の、所得格差以外の要因の重要性も指摘されている[2-1-3]。

ウ 安全で環境にやさしい住環境

住宅は風雨などから守ると同時に、地震等の災害に対しても安全な場でなければならない。耐震診断とそれに伴う改善は既存住宅ではあまり進んでいない実態は、まず被害に会うのは子どもや高齢者という観点から、早急に改善すべき課題である。また今回の東日本大震災は文明の恩恵に預かるのみではなく、ライフラインが分断

された場合への備えや、省エネへの取り組みもさらに推進すべきという課題が露呈された。

② 提案

ア コンパクトな職住近接型住宅

これまでの遠距離郊外居住型式ではなく、夫婦が対等の立場で、ともに仕事を持ち、ともに子育てを行い、家族で地域活動に参加することをベースにしたコンパクトな住環境整備が求められる。職住近接型が望ましく、人口減少下、余る住戸や土地の活用、縮小する郊外に対応した働く場や商業集積の拠点を分散した多核構造に土地利用を再編成することで、コンパクトにまとまった各々の地域の核が特徴を發揮した子育てしやすい職住近接型の住環境整備を進めることができるように国は国土計画、土地利用計画の基本から見直し、誘導していくべきである。

イ 乳幼児期から子育てを支援する近隣形成の住宅づくり

これまでの住環境はプライバシー保護が重視されてきた結果、外に閉じた形態で隣人同士の接触も希薄になっている。集合住宅や民間の戸建て住宅開発においてはそのような見守り、ケアが可能なコミュニケーションを促すような、ふれあい重視の設計の工夫が求められる。乳幼児から近隣でその成長を見守る環境ができると親も子もまた近隣の高齢者も救われることになる。コレクティブ・ハウジングやコーポラティブハウスは我が国の住宅市場では困難な面も指摘されてきたが、コモンの菜園を持つ民間開発も市場として成り立って来ている[2-1-4]。ドイツでは「強い近隣」を形成する住環境整備を連邦や州で支援を行い、多世代居住、環境に優しい、子どもにやさしい住環境整備が推進されている[2-1-5]。行政施策としても地方自治体の都市計画マスタープランや地区計画等の都市計画のメニューとしても子どもを育む近隣関係形成の住環境づくりを設けることも考慮されるように国がガイドライン等を設けることがのぞまれる。

ウ 子ども参画の住環境づくり

少子高齢化が一層進む中、増加している高齢者に着目したまちづくりは幅広い論議が進められつつあるが、減少している子どもに着目したまちづくりはまだまだ取り組みが弱い。ある程度に成長した子どもが近隣の環境形成に関わることは子ども若者ビジョンに記載されているシティズンシップ教育の原点ともなりうることである。それはまた、防災や災害後の復興にも必要とされる地域コミュニティの絆を地域に取り戻し、世代間継承も含めて持続可能な地域社会形成に必要なことである。積極的に子どもの声を聞き、子どもが身近な地域の環境整備に関わるような住環境整備の推進を地方自治体の現場で推進できるような後押しが国にのぞまれる。

(2) 遊べる道路の創設

① 課題

ア 遊べる道路への抵抗

モニタリング調査によれば、前提言（「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言—」（2008年8月、以降「提言」と簡略化して言う）の中で「生活道路、子どもの遊びが保障される道路の法律上の位置づけ」の支持が最も低かった（平均得点 3.05）。続いて「道路を生活の場に取り戻す具体的な行動」（同 3.15）であった。

なぜに道路での遊びに対する抵抗が強いのか、「道路交通法では遊びに関して範疇外であり、道路管理者としては遊んでいいと言って事故にあったら責任が問われるので遊んでいいとは言えない。車がいるところは難しい。」（道路関係部署へのヒアリング結果）という見解が一般的のようである。オランダのボンネルフェンやドイツの遊び場道路のように、車の交通量の多くない、住宅地内の道路において子どもの遊びが保障される道[2-2-1]を道路区分として法改正できないかという可能性においては、住民合意形成の点や事故があった場合の責任問題がまだつきまとう。しかしそのような道路が認められるような雰囲気社会にできあがれば、という可能性も示唆された。

イ 子どもが社会化する道路

英国のホームゾーンは市民の運動として、道路を人々の場に開放する催しを行いながら、道路が生活の場となることはいかに近隣の交流を活発にし、子どもを地域で育み、社会化を促進し、その他防犯や高齢者福祉など様々な課題解決にどうつながるかという実態を見せながら展開していった[2-2-2]。

実際、幼児期という重要な発達段階において、家の前の道路で遊ぶことができるかどうかは、子どもの遊びの活発度や社会性にとって、大きな影響要因となっている[2-2-3]。ルイ・カーンは「都市とは道路で少年が将来になるべき姿を見つけられる場所である」と言い、道路を遊び場にする主張を行った。ジェーン・ジェイコブスら多くの識者が、道路の子どもの成長にとっての重要性を説いているように、遊べる道路の大切さを社会で共有する必要がある[2-2-4]。

遊べる道路実現の第二の障壁となっている合意形成の問題とは、速度を緩めるのに最も効果が高いという評価があるハンプというコブ状の盛り上がりに対して、振動等でなかなか住民の合意形成が難しい課題でもある。しかし社会実験の結果では改良されたハンプにより振動や騒音の問題軽減の成果が生まれている（鎌ヶ谷の安心歩行エリアの事例など[2-2-5]）。国の政策でも人間重視の道路政策が打ち出され、安心歩行エリアの整備も進められてきている。道路での遊びに関しては「道路で遊んではいけない」と言われて育った世代が親世代となっている今、合意形成にあたっては子どもの成長や地域社会の活力への効果も含めて国民的な議論と、技術的な

改善の両側面からのアプローチがさらに求められる。

② 提案

ア 住宅地内の生活道路において子どもが遊べる道路の法制度の改善の検討

道路交通法、道路法における道路区分としての生活道路、遊び場道路の位置づけを明確にするべく国は法改正に着手するべきである。人間重視道路への転換においても重要なテーマとなる。そのために安心歩行エリアを地方自治体の整備において、より充実させていくべきである。

イ 子どもの遊びと車が共存し、沿道住民が合意し、屋外生活を活性化する道路改造の技術的検討

騒音や振動等、沿道住居に影響を与えないハンプなどの車速度抑制技術の開発と社会実験での検証をさらに国が音頭をとって地方自治体を促して集中して進めるべきである。

ウ 道路を生活の場に取り戻すことによる総合的効果の検証と国民的議論の展開

道路を子どもが遊べるようにすることは道路での人の行為も増え、近隣関係が強化され、子どもの成長、子育ての地域支援、高齢者福祉、地域の防犯・防災等あらゆる面で地域コミュニティの再生になる。そのような総合的効果の検証を行い、道路を人間の生活の場に取り戻すための国民的議論を国が率先してすすめるべきである。

エ かつての遊び場道路（横断幕等時間規制）のようなソフトプログラムの支援

子どもの遊びの場としての公園整備が間に合わない状況も考慮して、1966年に東京都は遊び場対策本部という横断的な組織体制で遊び場道路や空き地の暫定遊び場化などの総合的対策をとった。遊び場道路では大田区が率先して対策を進め、横断幕設置と、若干の管理費補助を与えるだけで、沿道単位での様々な催しなど沿道コミュニティの形成に大きな効果をもたらした（資料2-2-6）。北欧やドイツでは相互扶助的な近隣関係の強化が住宅づくりや道路づくり、または学校の校庭改善など身近で可能なところからはかられている。英国のホームゾーンの動きの元となったものも、ストリートパーティといった道路上でのコミュニケーションの催しであった。このようなソフトのプログラムは大田区の遊び場道路等、我が国での経験があるので、公園整備が間に合わないための緊急措置という位置づけではなく、新たに強い近隣形成という意味づけで積極的に施策に取り入れていくことが地方自治体に求められ、国はその支援の事業化を検討されるとよい。

(3) 群れて遊べる公園

① 課題

ア 高齢者や近接住民の要求と子どもの遊びとの葛藤

前回の提言へのモニタリングの結果、遊べる公園の増設には支持が高かった。子どもに身近な公園が児童公園から街区公園に名称を変え、高齢者の利用と子どもの遊びの利用との相克や、周囲の静けさを求める居住者が子どもの遊ぶ声を騒音と迷惑がるなどの風潮から、公園はますます子どもにとっての遊び場として難しい課題を抱えるようになっている。いきおい大人の声を反映すると、禁止事項が多く、危険そうな遊具の撤去や作動を中止して子どもに魅力的でない公園となってしまう。

イ 安全性の面からの危険そうな遊具の撤去

また、遊具の安全性への関心も高まり、自治体では安全面から遊具の点検を行い、老朽化等で危険ないし危険とみなされる遊具の撤去を行うが、その後には既成の簡単な遊具が設置されるか、予算面から遊具の補充もされないなど、ますます公園が魅力的でなくなってしまうこともある。遊具の安全基準の議論では英国をはじめ欧州においては、これまでのリスクを全く排除する整備への反省から、子どもの遊びにおけるリスクマネジメント能力の向上を重視して、リスクとハザードを分けて考えて、リスクにチャレンジして子ども自身にもリスクマネジメント能力が獲得できるような安全基準へと変化している。我が国でも議論が重ねられており、安全性への点検監視体制も含めて方針を打ち出す必要がある。

ウ パークマネジメントとプレイワーカー

モニタリングではパークマネジメントには関心が高いが、プレイワーカーについてはそれほど高くない。先の安全性にも関連して、常に人の目が届く公園の管理運営体制において、総合公園や地区公園等の大規模公園はともかくも、街区公園や近隣公園においては常に人が常駐できるわけではない。そのための民間での冒険遊び場活動などプレイワーカーを抱えた活動を展開している団体等とどのように連携して公園のマネジメントを推進するか、ますます重要となっている。

② 提案

ア 子どもの遊び、子どもの成長を育むパークコミュニティ

子どもの遊びに不寛容となりつつある地域社会を変えていくには公園を中心として周辺住民の参加のもとに公園を活用した催しなどを行い、子どもと高齢者や周辺住民との交流を促進することが求められる。また公園の運営については自治会・町内会等の関わりある組織が子どもの声を聞いて、子どもの声が反映する運営を行うことが求められる。横浜市の公園愛護会の活動の中には愛護会活動が地域の多世代の交流など公園を中心としてコミュニティの活性化につながっている事例も少

なくない[2-3-1]。公園管理への指定管理者制度も普及しつつあるが、公園の運営・管理への地域住民が関わり、かつまた子どもとの交流を促進し、子どもが公園で遊び、地域住民がその成長を見守るパークコミュニティが形成されるような公園のマネジメントにおける配慮が地方自治体に求められ、国もその誘導策を検討するとよい。

イ 遊び＝リスクマネジメントを認める公園遊具のガイドライン

過度に安全性が強調されすぎると行政や遊具メーカーは責任回避のために、危なげな遊具は排除し、問題ないが子どもに魅力的でない公園となってしまう。北欧のメーカーでは子どもの遊びと発達を研究しながら魅力的で安全な遊具開発に力を注いでいる。またリスクは子どもが遊びでチャレンジしてリスクマネジメント能力を発達させるために必要と認めている。そのような研究の蓄積の上の子どもの遊びと安全が両立する遊具の開発や公園のガイドラインの整備が国や地方自治体に望まれる[2-3-2]。

ウ プレイワーカーの育成と雇用の促進

プレイリーダーの必要性の議論はすでに久しいが、多くがボランティア扱いで、生活の糧を得る専門的職業として根付いていないのが実態である。欧州では1960年代以降、プレイワーカーは社会に位置づいた職業として、子どもの遊びの施策や子どもにやさしい都市づくりの推進のための重要な担い手となっている。しかしながら我が国においては児童館職員にあたる児童厚生員の雇用推進さえままならない状況であり、放課後子どもプランにおいてもそのような専門家の雇用等は配慮されていない。子どもの遊びが成り立ちにくくなっている環境の改善や、子どもの参画のファシリテートなどの技術も含めて、プレイワーカーの育成の体制づくりと雇用の促進への国をあげての支援が求められる。プレイワーカーのトレーニングは「教授型ではない学びのプロセス」としての「実践」にあるが、「雇用条件の貧困さ」が課題であり、室内のみならず野外での実践の見習い期間から正規の専門家としての雇用へのトレーニングからの段階的雇用、高い能力のプレイワーカーには対応の報酬が保障される安定的雇用が求められる[2-3-3]。そして街区公園などの小さな公園に常駐はできなくても移動式のサービスなどで公園を活性化できる[2-3-4]。そういったプレイワーカー活動を支援する事業の展開も求められる。

(4) 地域の拠点としての学校づくり

学校に関わる成育空間については、教育空間について多様な議論や検討がある。本項では「子どもが育つ、子どもを育む学校空間」とし、健康に関わる問題に焦点を当てて、課題と提言を整理していく。

① 課題：「社会の中の学校」という位置づけの明確化

ア 学校と地域や家庭との相互理解と協力関係の困難さ

平成 22 年末に発表された統計によると、うつ病で休職した公立学校の教員数は過去最悪となったが、保護者や児童・生徒からの要望が多様化し、その対応や業務量の増加が精神的な負担につながっている。教師と保護者の二者関係による対立の膠着化を防ぐには、地域との連携が不可欠で、平成 22 年 4 月には全国 31 都府県 629 校に広がったコミュニティ・スクールの試みを拡充していく必要があり、教職員や行政側の意識改革と地域住民の自主的創造的活動の拡大が課題であるとされる[2-4-1]。放課後子どもプランにおける地域の力の活用が一層促進され、学校運営とも連携できる仕組みが望まれる[2-4-2、3]。

深刻化する児童虐待の問題は学校現場でも気づきや介入、通報などの必要性が生じる場合もある。また、発達障害についての認知が広まり、多様な支援が必要な子どもの存在が明らかになり、学校では、ハードやソフト両面からの受け入れ態勢の整備が求められている。障害には多様なレベルがあり、正確な診断や適切な対処法の選択には専門家の支援と視覚化や空間の分節化など事例に応じた環境整備が欠かせない[2-4-4]。

イ 安心安全を求める風潮の高まり

安心・安全を求める保護者や社会の関心は高まっている。門を閉じたり、登下校も学校滞在中も、児童生徒の危険回避のために、常に「監視」が必要な状況がある。アで示した、地域や家庭との相互連携に必要な開かれた学校のための柔軟な制度運営と施設面での安全確保の両立に苦慮することになる。

一方で、児童生徒の健康な発育のための安全な環境という点では、学校生活における健康影響物質への曝露の問題にさらに配慮する必要がある。基準が設定・管理されている化学物質以外にも、これまで健康影響が未知の物質に関する情報収集が必要である。子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査：環境省）等に学童期の生活環境特有の環境リスクの検討等を組み入れるなど、産官学が連携して環境影響について研究成果を蓄積していく必要がある。

② 提案

ア 地域の拠点としての学校づくりのための連携と人的配置

学社融合の試みとして名高い秋津コミュニティの事例[2-4-5] など、地域の活力

を導入して、豊かな教育を実現させる仕組み作りをさらに広げていくことが重要である。少子化や近隣づきあいの希薄化による縦や斜めの関係や異世代交流の機会減少を補う上でも、親でも教師でもない大人や年長者との関わりを増やす意義もある。学校を拠点とした地域共同体の再編は、まちの安心安全にもつながり、犯罪発生件数などの指標がそうした地域では低く、地域で安心して遊ぶ環境づくりにもつながる。さらに、まちで遊ぶことは子どもたちの体験世界を豊かにし、社会性の向上に役立つ[2-4-6]。

学校と地域の連携強化の重要な方法としては、多様な専門的スキルを持った専門職の学校への配置が上げられる。学校内の問題解決能力を向上させ、子育て支援やまちづくりの拠点としての学校の機能を強化できる。専門職の具体例としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ファミリーソーシャルワーカー、学校薬剤師、環境教育に関わるNPOなどがあり、専門職であると同時に地域の人として、多様な教育プログラムへの参加も求めることができる。授業参加とともに放課後のプログラムへの参加も有効で、例えば、スウェーデンでは学童保育と学校教育のプログラムを連続的にとらえ、人材活用や研修制度において流動性の高いシステムを構築している[2-4-7]。日本でも文部科学省と厚生労働省の連携によって放課後子どもプラン等子どもたちの放課後の居場所と学童保育の統合が自治体において進められているが、子どもの数に対してプレイワーカーとしての専門的力を有する人材の配置とならず、学校退職者の雇用の場となっているところもみられる。それは子どもがそこで過ごす時間の質にも影響している。放課後に子どもが学校で過ごす時間の質は遊びを中心にプログラムを展開する専門家プレイワーカーの育成と配置が急務である。

イ 子どもの参画による学校空間の改変と環境に配慮した学校づくり

国際的な評価に足る子どもの育成環境形成のためには、子どもの視点からの学校づくり、すなわち子ども自身が計画段階から参加する施設作りが欠かせない。例えば校庭改善はやりやすい取り組みであり[2-4-8]、ベルリンや英国でも、多くの実例が見られる[2-4-9]。

屋上緑化や緑のカーテン、風の道など教育活動の中での環境配慮に加えて、施設整備の面においても、環境共生につながる取り組みが必要である[2-4-10]。パッシブソーラーシステムのような環境にも健康にもやさしい設備の導入が望まれる。地域の気象条件に応じて、外気を取り込みながら、循環させることで、CO2などの授業参加における集中力低下への影響を防止できる。環境に配慮した仕組みや設備の配置を通して、住まい手である児童・生徒のエコロジカルなシステムについての理解や関心が深まる効果もある[2-4-11]。文部科学省、国土交通省、環境省の連携で環境に配慮した持続可能な環境づくりへ子どもたちが取り組み、次世代が育まれる学校環境整備を推進することが求められる。

(5) 就学前保育・教育環境の整備

① 課題

保育所や幼稚園等の就学前保育・教育施設は、人間として最も基本的な成長や発達をする期間に親と離れて保育者や同年齢の子ども達と過ごす施設であり、子どもが日常生活をする中で他者との関わりを深め社会的側面を培う場としても極めて重要な施設である。

ア 幼稚園設置基準と保育所設置最低基準のありかたについて

保育所は児童福祉法第45条ならびに児童福祉施設最低基準第32条においての一人あたり最低面積等の基準が定められている。一人あたり最低面積基準については昭和23年に制定以降、法律上の見直しはなされないまま現在に至っている[2-5-1]。しかし、1990年代からの規制緩和、地方分権化、保育所待機児童解消という3つの流れが重なり、法律の見直しはなされていないものの、実質的に最低基準の引き下げがなされてきた。具体的には、定員弾力化や地方独自の保育制度（東京都の認証保育所等）の創設により、一人あたり最低面積は実質的に引き下げられてきた。このように、特に都市部では、駅前のビル内にある保育所に代表されるような、子どもの成育に重要な空間（具体的には園庭等の屋外空間）を軽視する形で増設が進められているのが現状である[2-5-2]。多くの現場ではそれを補填するべく周辺施設（公園や神社、他の保育所、商店街等）を活用し保育を展開させているが、一方で周辺地域との近隣関係の構築に苦労しているといった現実もある[2-5-2]。

また、幼稚園については学校教育法第3条にて設置基準を設けているが、特に広さや設備に対しては大まかなもので具体的基準は定められておらず中には劣悪な環境となっている施設もあることが否めない。

イ 施設整備に関する補助制度

新たな制度への対応や児童受け入れ増強に対して、保育所や幼稚園の改修等既存施設の整備に関する補助制度はほとんどない状況である。建設廃材を削減する意味も含めて、既存施設の活用の施設整備への活路も開かれる必要がある。

ウ 乳幼児保育・教育の質を保証するための「環境」の充実

我が国の「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」では、乳幼児の保育・教育における発達の促進は「環境を通して」あるいは「環境との相互作用を通して」行われることが基本であると明示されている[2-5-3]。しかし、子ども達の遊びを充実させるために必要な遊び体験とそれを基本的に支える「環境」についての議論はあまり深まっていない。また、保育活動の中で環境のもつ意味を検証しようとする具体的実践事例も残念ながらまだ多くはない。「子どもとともに創る保育環境」という視点から、早急な実践の積み重ねと検証が望まれる。

② 提案

ア 幼稚園設置基準と保育所設置最低基準を子どもの成長本位に

幼保一体化への動きが進められる今「就学前施設」（保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援施設など）に対するニーズの動向を正確に把握し、少子高齢化が進む我が国が戦略的に臨むべき「就学前」の子どもの施設の方向性について更なる深い議論を行うと同時に、子どもが健全に成育するための空間基準について幅広い知見を集積し見直しを図る必要がある。

イ 地域の状況に応じて既存施設活用の場合でも適用される補助制度の導入

地方自治体で既存施設の活用をする場合においては特に補助制度の導入を図り、子どものための良好な環境作りに重点をおけるようにすべきである。

ウ 保育士、幼稚園教諭の養成課程における空間環境に関する教育の充実

現行の保育士・幼稚園教諭の養成では、子どもの発達、遊び、保育内容などを中心にカリキュラム化されているが、環境・空間については保育内容「環境」で触れられている程度である。子どもの成長・発達に寄与する環境・空間とはどういうものか、空間と子どもの行動との関係、安全な環境づくりに関する知識など、保育環境づくりに関する基礎的理解を深める部分が大きく欠けている。そのため、保育所・幼稚園において子どもの過度な安全確保や管理的な保育によって子どもの自由な活動や発想が制約を受けている。保育士・幼稚園教諭の養成において環境・空間に関する講義や実体験を充実させることによって、就職後の初期段階から、子どもにとって環境・空間にどのような課題があり、どのように解決し使いこなすかということを主体的に考え実行できるようにしなければならない。

エ 「教育」、「福祉」に分けるのではなく「子どもが健全に育つために必要な体験をする施設」へ

就学前施設を（縦割り）行政の視点でとらえている限り、「教育」、「福祉」という言葉によってプログラムあるいはサービスの提供がなされる。そのような2分割の視点ではなく、子どもが健全に成育するために必要不可欠な体験をする施設であるという認識のもとに環境整備をする必要がある。

オ 大人が「親」に、子どもと共に育つことができる場としての幼児施設

地域コミュニティが希薄になった現代において、就学前施設による子育て支援は必要であるが、大人が働くためのものではなく、大人が親になるためのサービスの提供、また子どもとともに親としてのスキルアップを図ることができる場となることが大切で、職員研修でもその点の強化は不可欠である。国においても法制度の根本から施設のあり方を再検討して、現場での認識の向上を促す必要がある。

(6) 自然体験が可能な環境づくり

① 課題：自然体験が可能な環境づくりにむけた施策の遅れ

「成育空間の課題と提言」では、自然体験減少の深刻さを指摘し、発達段階に応じた自然体験の場を身近な地域において整備すべきこと、また、できるだけ長期の自然体験・共同体験を学校教育においてプログラム化すべきことを提言した。子どもの成長よりみたその重要性はかねてより認識されているが、自然体験は自然環境が豊かにあると思われている農山漁村などでも明らかに減少している。このことは、空間の量のみでなく質、そして管理やアクセス、生活などのソフトも含めた課題としてとらえられなければならない。

さらに、形式的な「サプリメント」としての自然体験では実質効果が得られないこと、学校教育においては教室を越えて学ぶ必要があることも指摘した。「内なる自然」を豊かにする体験が必要であり、子どもの成長に資するプログラム、事前学習などが入念な構想の下に展開されなければならない。また、自然や地域、まちとのつながりやかかわりを子どもたちが実感できるよう、多様な人々の協働による持続可能な地域づくりをめざすことが求められている。

こうした課題認識を踏まえてなされた5項目の提言に沿う施策の展開事例としては農林水産省、文部科学省、総務省の連携による子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業が上げられる。しかし、これ以外には、主要な施策の新規検討・実施はなされていないと思われる。モニタリング調査の回答でも関連の記載はみられず、前回の提言の各項目への取り組みをさらに強化し継続的に推進することが課題といえる。以下、施策の進捗状況をふまえながら提言としてまとめる。

② 提案

ア 生まれた時からの発達段階に応じた身近な自然体験の場の整備

自然体験は幼児期から自然との詩的共鳴という感性を育む、自然環境との共生に欠かせないものとなっている。幼児期からの自然体験学習プログラムの普及も、日本では一部の幼稚園や保育所で取り組みが始まったばかりの段階であり、公園や幼稚園・保育所の園庭の改善、家族が子どもとともに自然体験をする時間の確保のための施策とともに進められる必要がある。また都市の河川等をはじめ、都市の自然環境の回復は身近な自然環境への接触、つまりレクリエーションを都市の中で満喫できる生活の質の向上につながる。そのように子どもたちが身近に自然環境とふれあうことができる多様な環境の整備が国、地方自治体に求められる。

イ 学校教育における自然体験のプログラム化の推進

学校校庭の芝生化や学校ビオトープの一部補助など[2-6-1]があるが、展開状況は大きく変わっていない。学校の屋外環境を自然環境が豊かに変えるための屋外環境の整備の予算は皆無に等しく、子どもたちが自宅以外にもっとも長く居る場所で

あることから、国をあげてもっと力を入れた支援策が求められる。自然体験プログラムでは子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業[2-6-2]以外には新規施策は進んでいないと思われ、発達段階に対応した校外での自然体験学習や校外学習としての大自然の中での多様な体験のためのカリキュラムの年間指導計画への位置づけが必要である。また、民間・地域組織（自然体験活動推進協議会、財団法人キーブ協会など）の活用、育成のための事業への取り組みも期待される。

ウ 子ども参画による身近な自然の再生

「地域と連携した川づくり」関連事業（「かわまちづくり」計画、「水辺の楽校プロジェクト」など）、「水辺を活かす」活動助成（「川に学ぶ」活動助成より改称、リバーフロント整備センター）、里山づくり[2-6-3]などが進められているが、大きな広がりを見るには至っておらず、取り組みの拡大が望まれる。自主的な環境学習や実践活動の支援としては「こどもエコクラブ」事業等[2-6-4]がなされており、子ども参画による身近な自然の再生につながる活動情報の共有、モデル・プログラムの提案など成果が見える事業への展開が期待される。

エ 自然を案内する専門家（インタープリター）の養成

いくつかの民間団体により取り組みがなされ、政府関係ではエコインストラクター人材育成事業（公益社団法人日本環境教育フォーラム、環境省自然ふれあい推進室受託事業、3か年事業終了2009年度）、グリーン・ツーリズムインストラクタースクール（（財）都市農山漁村交流活性化機構）がある。しかし、雇用の場の保証までは至らず、そのための施策が必要である。

オ 時間拘束から開放される長期自然体験の場の整備

子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業（上記）が進められている。しかし、この事業は、小学5年生程度の児童を対象にした5日間程度の“ふるさと生活体験（宿泊体験）”を提供するに止まる。こうした事業への参加の全国的拡大とともに、夏休みなどに時間的拘束から開放され、農村をまるごと体験するなど、より長期の自然体験ができるような場を整備する必要がある。そのためには送り先の市民意識の啓発と交流のための組織体制、そして受け入れ農山漁村の振興策とあわせた施策展開する等の、都市と農村の交流の長期的展開を視野に置くことが求められる。

3 安全・安心と遊びが両立するコミュニティ形成

① 課題

近年、モータリゼーションや、居住環境ライフスタイルの急変により、子どもの知覚能力や運動能力の低下、またこれらに伴う子どもの事件、事故の発生とそれに対する過剰な保護意識の増大が子どもの行動の抑制に働くという悪循環が先進国の病的現象として問題視されている。そのようにして安全にがんじがらめに保護された子どもたちをバブルラップドキッズ（プチプチの包装材で包まれた子どもたち）と表現されている。

過剰な保護は、無関心とともに子どもの社会的能力を身につける機会をも摘むことになっている。そこで子どもたちが本来持っている回復力、いわゆる「レジリエンス」（resilience：悪影響を受けて一時的に弱っても自ら立ち直る回復力、逆境への耐性を言う。環境学で生態系の回復力として、心理学で「精神的回復力」として評価尺度にも応用されている。）が発揮され、立ち直っていくための工夫が求められる。すべて危険を排除するのではなく、大きな事故にならない危険（リスク）に対して、自ら対処できる能力を身に付ける体験は必要なことでもある。

子どもが被害者となる犯罪への関心の高まりから、各地で防犯パトロールや子どもに対しての防犯教育が盛んになりつつある。国土交通省も安全・安心まちづくり検討委員会を立ち上げ、自治体等での安全・安心まちづくりの推進をリードしている。地域の安全面での向上とコミュニティの活性化に寄与している面が評価される。ただし一方で、前述のように過度な子どもの行動抑制は子どもに自発的な遊びからの健全な発達の阻害要因ともなりかねない。同様の課題はまた子どもの事故防止にもあてはまる。安全性と子どもの健全な発達のための遊びとどう両立したらよいのかという課題に答えるために、平成21年度の当分科会の小委員会活動として安全・安心と遊びが両立するコミュニティ形成ガイドラインの検討を行った。詳細は作成したガイドライン[3-1]を参照されたいが、要約として以下の点が重要な方針と提起された。

② 提案

ア 子どもと大人の場の共有

道路等での屋外での生活利用の減少は安全面での不安の要因ともなっている上に、子どもが地域の多様な大人との出会う機会をも奪っている。農山漁村でも人口減少から安全性への大人の目が届かない状況である。子どもが遊ぶ場と大人の生活利用の場等、時間、空間、情報の共有が安全・安心空間をつくるので、そのような空間整備が求められる。

イ 子どもの発達に応じた安全環境設計

子どもといっても乳児、幼児、児童、中高校生と発達段階も様々で、興味も行動の特徴も異なる。子どもの成長段階を認識し、それに応じたリスクアセスメント[3

-2]を行い、安全・安心の対策を立てる必要がある。また、幼児でも見知らぬ人物の誘いにはついて行かないが、そこには人物の既知・未知性や誘いの手口（緊急度）の要因が影響することが明らかになっている[3-3]。また危険認識は4歳児にはまだ備わっておらず、5歳児頃から発達し、安全教育は場面に焦点をあてていく必要も指摘されている。

ウ 子どもの力の回復

子どもたちが本来持っている回復力、いわゆる「レジリエンス」を養うためにすべて危険を排除するのではなく、大きな事故にならない危険（リスク）に対して、自ら対処できる安全能力を身に付ける遊びの体験を重視して安全・安心のまちづくりを進める必要がある。

エ 子どもの参画のリスクマネジメント

子どもに関わる問題の解決には子ども自身の参画を配慮する必要があり、子ども自身がやりたい事とそれに伴う事故等のリスクをデータや現場の状況を見ることでその危険の大きさを判断し、経験の積み重ねが安全能力を高めることになる。やりたいことを計画（Plan）して実行（Do）し、結果をふりかえり（Check）、そして見直す（Act）というPDCAサイクルに基づけばリスクアセスメントを行うことも可能である。

オ 地域の目と親しまれる関係

子どもたちに地域の大人の目が注がれることが大事であるが、それは監視と異なる。子どもを知り、子どもからも町のオジさん、オバさんとして親しまれる関係づくりを地域単位で取り組むことが求められる。

カ 安全・安心の地域資源の活用

道路に目が注がれる住宅づくりや交番や消防、子ども110番の家、住民の防犯パトロール、挨拶運動等、地域の施設や土地利用等のハード面や取り組みのソフト面で安全や安心が保たれている資源は安全・安心の地域資源であり、これらの資源を点検し、その包括的活用を進めると安全・安心空間を創造し、地域の安全活力を高め、地域の絆を強くする。

キ 遊びと安全・安心の地域診断と対策組織のネットワーク

遊びの場と不安な場所など地図等に情報を落として問題を関係機関や組織で共有し、対策を考え安全・安心まちづくりの組織の連携ネットワークを形成し、役割分担をもって行動することが求められる。

4 子どもに関連する横断的施策及び総合的調整権限を有する組織

(1) 子ども・若者支援及び次世代育成支援に関して

① 課題

国は平成 21 年に子ども・若者育成支援推進法（内閣府所管）を制定し、「子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組」を位置づけ「総合的な子ども・若者育成支援のための施策」の推進をはかった。これまでの青少年育成施策大綱を廃して、子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）を策定し、それを勘案した「子ども・若者計画」を都道府県や市町村で作成することを努力義務にしている。一方、平成 15 年制定の次世代育成支援対策推進法（厚生労働省所管）に基づき市町村・都道府県が策定する次世代育成支援行動計画はその後期計画策定の時期にあり、この次世代育成支援行動計画と子ども・若者計画ではどちらも横断的・総合的施策であり、重複がある。そこで現場の自治体ではどちらかの計画に片方を内包した計画へと一元化する対応が行われており、内閣府からもそのような説明がなされている（資料 4-1-1）。総合的施策は子どもに身近な市町村において最も求められることであり、市町村の総合的施策を促すように、国の省庁間の連携の強化が求められる。

子ども・若者ビジョンでは従来よりも「児童の権利に関する条約」を意識し、「その意見を十分尊重するとともに、その最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指し」と明記されている。その背景もあり、子ども・若者の意見を後期の次世代育成支援行動計画に反映させる市町村の取り組みも生まれてきているのは、大きな前進といえる（資料 4-1-2）。しかし、まだ一部の自治体にとどまり、子どもの声を施策に反映させるための支援が必要である。さらに計画の対象者としては地方公共団体によって計画の捉え方、解釈が異なる実態もある（資料 4-1-3）。

なお、子ども・若者計画も次世代育成支援行動計画も総合的施策と言いながら、どちらも子どもの成育空間の保障という発想自体が弱い。子ども・若者ビジョンがニートやひきこもり等困難な状況下の子ども・若者、次世代育成支援行動計画が少子化対策という重きの置き方によるのかと思われる。また子どもの権利保障という視点から遊びの保障を設けた行動計画があるが、ニーズ調査や目標事業量設定まで具体化されているとはいいがたい。例えば少子化対策として待機児童解消へと保育所設置数を満たすことに囚われ、その空間の質的な目標が設けられていない。他の施設も含めて「子どもの成育空間の保障」、「安全・安心と両立する遊びの保障」という観点にもとづいた具体的な質のあり方を目標に設定し、子どもの声を直接に聞く機会を持ちながら、子どもの視点からのニーズ調査や目標事業量の設定へと具体化させていくことが求められる。

② 提案

ア 空間のあり方についての視点の導入

子ども・若者計画や次世代育成支援対策推進行動計画（後期）の見直し、政策評価の観点の柱として、「子どもの成育空間の保障」、「安全・安心と両立する遊びの保障」を盛り込む必要がある。成育空間とは子どもが健やかに成長するための豊かな出会いの場や機会である。次世代育成支援行動計画においては、その空間の質的な創出・評価の観点が弱く、その点の強化が求められる。

イ 計画から実施、評価まで、施策に子どもの声を反映させるしくみづくり

当事者の子ども達自身の意見を聞く機会、子ども達自身が評価するしくみを組み込むべきである。子どもの観点でチェックすることで、PDCA を行い質の向上につながるはずである。例えば千葉市の事例は、5、6回のワークショップで課題を検討し、成果を市長や関係部署も参加した公開のフォーラムで発表し、市長や関係部署、専門家からの評価も得ながら提案に結びつけている。また行政の施策を視察する「職場探検」や市長との「ランチミーティング」など積極的に子どもの声を反映させる仕組みを設けている（資料4-1-4）。

ウ 施策が連動して具体的に実現できるような横断的な体制づくり

地方公共団体における現実的な推進のためには、都市計画、地域福祉保健計画、住宅政策といった他の施策とも具体的に横断した形で実現できるようにすべきである。各地方公共団体で「子ども・若者支援地域協議会」や「次世代育成支援対策推進協議会」の協議会委員に、「子どもの成育空間の保障」「安全・安心と両立する遊びの保障」の観点から意見提示が行える人材を積極的に登用し、事務局においても横断的な連携を前提に関係部署を組み込む必要がある。

エ 計画対象者の位置づけの見直し

次世代育成支援行動計画では主に妊娠期、自立するまでの子どもや青少年と子育て期の家庭などが対象となっているが、社会全体で理解し推進するためには、親となる以前の世代、子育てを終えた世代も含めた人の一生のどの段階においても位置づけられるべきである。特に思春期から若者世代、さらには企業等で活躍する反面、地域社会との関わりが希薄な時期にあたる親となる直前の世代に対して、計画で示す子育てに関する地域資源の存在とその価値を知る流れや教育が必要である。

オ 社会に広く知らしめ啓発するための情報発信の工夫

対内的にも対外的にも、計画をどう推進し伝えていくかが重要である。単なる冊子やホームページでの情報発信だけにとどまらず、わかりやすい言葉で当事者の子どもたちと共有できることを前提に、子ども参画でのシンポジウムなど様々な工夫をすべきである。

(2) 子どもに関連する総合的調整権限を有する組織

① 課題

子ども子育て新システムなど幼保一体化の動きにより、幼児教育部門と保育部門の横断的な展開は進行してきた。また、児童虐待対策の一層の取り組みを通じて、保健部門と福祉部門の横断的展開も進行している。教育・福祉・保健分野の横断的展開に比して、国土交通省等のハード整備部門と教育・福祉・保健部門の横断的連携はまだ弱いようである。それは前述のように次世代育成支援行動計画に空間面の事項が弱い点や、逆に国土交通省関連の事業にソフト部門の連携が弱い点にあらわれている。

国土交通省では平成15年に少子化対策基本法を受けて「子どもを生き育てやすい生活環境づくり」を、「子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給」、「安心して子どもをあそばせることができる広場等の整備促進」、「子どもを交通事故から守ることのできる環境の整備」、「バリアフリー環境の整備等」等を進めてきた。そして平成19年には「子どもがのびのびと安全に成長できる環境づくり」を重点施策として位置づけ、1) 安全・安心な歩行空間の形成、そして2) 都市公園における遊び場の安全対策の推進などの取り組みを実施している。また「豊かな自然環境とのふれあい、環境、社会教育の支援」として「子どもの水辺」をはじめ川の環境学習等の川への子どもの関わりの推進を、環境や社会教育部門と連動して進めてきた。平成22年の「子ども・子育てビジョン」に照らした施策の整理ではこれまで進めてきた施策をそれに対応して位置づけているのみで、抜本的な対策をハード面とソフト面で連携して立てているものではない。

② 提案

ア 国レベルにおける子どもに関する施策を横断的に取り組む体制の必要性

地方自治体の、特に政令指定都市では「こども青少年局」「こども未来局」といったように、子どもの成育に関わる施策を教育委員会や他局と横断的に調整する権限をもち、重点的に行う体制が生まれつつある。そして他の市町村にもその流れが浸透しつつある。前項のウで述べるように総合的施策は当事者に最も身近な地元自治体側で進めるべきものがあるが、子ども・若者計画と次世代育成支援行動計画（後期計画）の調整など、省庁の縦割りの施策の整合性をはかる余分な負担も現場にかかる。この場合には内閣府から説明がされているので、国も横断的に調整が進んでいる状況である。一般に、地元自治体の施策が省庁の縦割りの事業によって規定されている以上、総合的施策の推進が難しい面がある。国レベルにおいて率先して横断的な施策をリードする体制を確立することが求められる。それは「〇〇対策本部」というような時限的な総合体制か「子ども省」のような独立した省庁への再編か形態はともあれ、調整権限を有する横断的な部署ないし体制が求められる。

イ 子どもの成育環境づくりを目指した施策の横断的展開の必要性

青少年健全育成大綱に代わって平成22年4月より子ども若者育成支援推進法が

施行されたが、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生、保護等の問題として捉えられている。そこには、子どもの環境整備に関する視点が入っていない。そういう点で子どもの成育環境基本法のような、成育環境を統合して扱う法律が必要である。

一方、各地方公共団体においては都市計画、地域福祉保健計画、住宅政策等様々な分野で法や条例に基づく施策方針の中では「地域で子どもを育てるまちづくり」といったような目標設定が多くみられる。しかし、そのための具体的な内容や関係する局同士の横断的な体制までに踏み込んだ形で言及されるには至っておらず、実現にはまだまだ遠いものとなっている。前述のように「こども未来局」など総合的部署も政令市を中心に組織改変がなされつつあるが、まだ福祉や教育のソフトと建設や土木等のハードと合わせた総合的施策までには至っていない。それゆえに、地方公共団体においてはなおさらのこと、子どもに関する横断的調整権限を發揮した総合的な施策が求められる。

ウ 子どもを聞き施策に反映させる仕組みの必要性

子どもに関わる施策・計画については、子どもの観点でチェックし、PDCAで質の向上を図るために、当事者の子ども達自身の意見を聞く機会、子ども達自身が評価するしくみを組み込む必要性がある。そのためにも子どもの参画、子どもの意見を聞きながら横断的に施策をチェックし、施策に反映させることのできる権限をもったディレクターやマネージャーの設置が求められる。

例えばノルウェーでは各自治体に「子どもの権利条約」の観点から施策をチェックする専門家を置いている。英国でも子どもコミッショナーが国レベルで置かれて子どもの権利の保護や条約の事項の推進につとめている[4-2-1]。ドイツでは連邦の中央省庁にも子どもの参画を推進する専門家も置かれ、毎年NPOと連携して各州からあがった青少年代表と対話の場面が設けられている[4-2-2]。またドイツ子ども支援協会という連邦レベルでの子どもの援助機関も子どもの参画推進のための教材を開発したり、専門家育成のための研修会を開き、そして推進のモデル事業をそれら研修を受けた地方公共団体と連携して進めている[4-2-3]。ミュンヘンの子ども代理員は各区レベルで子ども・青少年フォーラムを開催したり、子どもの声を聞き、中央省庁の子ども代理員統括官がその声を背景に、各部署の施策を調整する権限を有す[4-2-4]。また、フライブルグのKinderbueroなど子どもの参画を専門に、施策を子どもの観点でアセスメントしたり、評価して次の施策につなげるといふ、子どもの参画のファシリテーターが市の職員として採用されて調整権限を与えられている[4-2-5]。こうした例にならって、我が国でも子どもの参画を推進する専門家育成と、子どもの声を施策に反映する仕組みを早急に構築するべきである。

我が国の子どもの成育環境の改善にむけて

- 「子どもの成育空間の課題と提言(2008)」の検証と新たな提案

補 注

参考文献

1-1 第一次モニタリング調査結果（対外報告に関して）

子どもの成育環境分科会 調査

平成19年7月13日付け日本学術会議(子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会)対外報告

「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」のモニタリング調査

配布数 11省庁 112課
 回答 10課 8.90%
 有効回答 8課

1. この対外報告を以前に読んだことがありますか、またご存知でしたか？

1. 読んだことがある。	2. 知っていた	3. はじめて知った
0	0	8

貴部署において取り組んでいる事項には実施欄、未実施だが必要性を感じる項目には必要欄にチェックをしてください。

我が国の子どもを元気にする環境づくりの戦略

1	2	3	4	5	6
子どもに優しい国づくり	ア 子ども成育の視点からのまちづくり	イ 子育ての視点を持つ住宅の開発	ウ 子育てコレクティブハウスの建設促進	エ 中庭型中低層集合住宅の普及	オ 子どもの家の前に遊ぶ空間のある道づくり
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要
2	4	1	0	0	0

7	8	9	10	11	12
カ 保育環境の整備：保育所の園庭とゆとりあるスペースの確保	キ 地域の子育て環境マスタープランの作成	ク 駐車場地下化による地上の自然の空間と遊びの場の確保	ケ 自然体験・共同体験と遊びのための環境づくり	コ 身近な自然体験の場としての校庭・園庭の整備	サ 長期自然体験・共同体験のための環境づくり
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要
0	0	2	0	1	0

12	13	14	15	16	
シ 長期自然体験・共同体験のための環境づくり	シ 都市型自然体験施設の整備	ス、プレイパークの推進	セ 緑地の保全と活用	ソ 地域ごとに子育て・親育ての中核となるセンター	
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	
3	0	1	0	1	0

② 子どもの成育のための道具や方法の適切な使用及びその学習

17	18	19	20	21
ア 電子メディアと子どもの適切な接触時間	イ 電子メディアの映像の適切化	ウ 親の電子メディアとの適切な接触	エ 外遊びの方法の学習と継承	オ 自然遊びの方法の学習と継承
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要
0	0	0	1	1

③ 子どもの成育時間の健全化

22	23	24	25
ア 子どもの生活時間の健全化	イ 親の生活習慣改善の運動	ウ 労働時間の適正化	エ 非日常的体験の時間の獲得
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要
0	1	0	1

④ 子どもの成育コミュニティの再構築

26	27	28	29	30
ア 多年齢交流の促進	イ 寄宿制の評価	ウ 施設における人的・社会的環境の整備	エ 入院する子どものための人的・環境的アメニティの整備	オ 禁煙の徹底
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要
1	1	0	0	1

31	32	33	34	35
カ 食育の推進	キ 次世代育成支援の住民会議	ク 幼児教育・学校教育における地域と連動した体験教育の実施	ケ 学社融合型の学校の推進	コ 地域の思春期医学提供体制の整備
1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要	1. 実施 2. 必要
3	2	0	0	3

(3) 組織的戦略

① 横断的な政策立案・調整・実行機能の強化

36		37		38		39	
ア. 国及び地方自治体はすべての政策に「子ども成育の視		イ. 子どもの元気を育む総合的、横断的な戦略の策定を図		ウ. 子ども成育の視点を明確にし、政策の立案・調整・実行・		エ. 子どもに関するあらゆる領域のデータを一元的に収集	
1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要
0	2	0	3	0	2	0	1

② 横断的な学術組織の継続と子どもの活力評価の検討

40		41		42		43		44	
ア. 関係学術分野を横断する定常的な調査、研究、検証のための組織として「子どもを元気にする学術研究会議」（仮称）を継続的に設		イ. 子どもの元気ないし活力を計測可能な指標として定義し、これを基に社会的な目標（政策目標）を設定		ウ. 4つの成育要素（空間、時間、方法、コミュニティ）に基づいたデザインガイドライン、生活ガイドラインを作成		エ. 4つの要素を総合化する戦略プログラムと目標達成ロードマップをまとめる。		オ. 子どもの成育環境向上のための投資が、長期的にみてどのような経済効果をもたらすか、試算する。	
1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要	1. 実施	2. 必要
0	1	0	1	0	1	0	2	0	3

これまで子どもの権利条約の存在や中身について知っていましたか。

知らない	知っている
1	6

イ 子どもの権利条約の項目の中で貴部署の施策に反映している事項がありますか？

なし	ある
3	2

5. この対外報告についてご意見、ご感想などがありましたら下記に自由にご記入ください。

直接実施していなくても何らかの形で参加しているものを実施 と回答しました。行動的戦略、組織的戦略について別添報告書を拝読しても具体例や事業規模等が分かりにくく必要性について判断できない。次回より 返信用封筒に切手の貼付のない場合、回答しかねる旨申し添えます。

多くのデータに基づき、子どもをめぐる課題について広範囲に検討されており、関心をもって読まさせていただきました。子どものための環境づくりが少年の健全育成につながればと思います。（本紙の回答は個人的な意見です）

当課としては特に関連する事項はありませんが、子どもの権利条約であれば人権人道課、ユネスコであれば国際文化協力室、ユニセフであれば人権支援室などにご照会、ご相談されてはいかがでしょうかと考えます。

1-2 第二次モニタリング調査結果（成育空間の提言に関して）

日本学術会議 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同

子どもの成育環境分科会 調査

平成20年8月28日付け日本学術会議(子どもの成育環境分科会)提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育空間の課題と提言ー」モニタリング調査

調査集計結果

配付 130 回収 20 回収率 15%

1. 本提言では、以下に掲げる各項目の提言を示しています。

貴部署においてすでに取り組んでいる項目は左側の「実施」欄に☑を、また実施しているしていないかわからず必要度については個人のご意見として右の5段階で評価してください。

例	いかなり必要でない	やや必要でない	どちらでもない	やや必要	かなり必要	平均
<input checked="" type="checkbox"/> エ ○○○○の○○○の推進	1	2	3	4	5	
(1) 子ども達が群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活 子ども達が「群れる」空間の計画とマネージメント整備						
<input type="checkbox"/> 1 ア 子どもが遊べる公園の増設	0	1	1	12	6	4.15
<input type="checkbox"/> 1 イ 子どもの遊びに配慮したパークマネージメントの確立	0	0	5	11	4	3.95
<input type="checkbox"/> ウ プレイワーカーの養成と専門職としての雇用の保障	1	1	8	9	1	3.40
<input type="checkbox"/> エ 空地等民地の遊び場の開放の推進	0	1	2	14	3	3.95
<input type="checkbox"/> オ 駐車場の地下化による公園に準ずる場の整備	1	2	4	11	2	3.55
(2) 多様な人に育まれる住環境整備の推進 多様な大人が子どもを育む住環境整備の推進						
<input type="checkbox"/> ア 共用空間（コモンスペース）のある集合住宅、特に低層中庭型集合住宅の推進	0	1	8	9	2	3.60
<input type="checkbox"/> イ 子育て支援の縁側のような空間の確保	0	0	3	13	4	4.05
<input type="checkbox"/> ウ 第3の住宅タイプ、共同居住型集合住宅（コレクティブハウジング）の推進	1	1	10	8	0	3.25
<input type="checkbox"/> エ 戸建住宅における3世代同居化の推進	1	1	9	9	0	3.30
<input type="checkbox"/> オ 子育て世帯への住み替え支援	1	1	7	9	2	3.50
(3) 遊び道の復活 遊び道の復活に向けて						
<input type="checkbox"/> ア 生活道路、子どもの遊びが保障される道路の法律上の位置づけ	3	3	6	6	2	3.05
<input type="checkbox"/> イ 生活道路への「通過交通」進入の可能な限りの排除	1	1	5	8	5	3.75
<input type="checkbox"/> ウ 車の速度を低減させるための道路構造と法規制の改正	1	1	7	9	2	3.50
<input type="checkbox"/> エ 生活道路として休みやすい空間	2	1	6	9	2	3.40
<input type="checkbox"/> オ 道路を生活の場に取り戻す具体的な行動	2	1	10	6	1	3.15

(4) 自然体験が可能な環境づくり

身近な自然での体験と自然豊かな農山漁村での長期体験の必要性

2	ア 身近な地域に幼児期からの発達段階に応じた自然体験の場の整備	0	0	5	7	8	4.15
2	イ 学校教育における自然体験のプログラム化の推進	0	0	1	11	8	4.35
1	ウ 子ども参画による身近な自然の再生	0	0	4	10	6	4.10
2	エ 自然を案内する専門家（インタープリター）の養成	0	0	6	11	3	3.85
	オ 長期自然体験の場の整備	0	0	4	12	4	4.00

(5) 健康を見守る医療環境づくり

安心できる小児医療体制とケア能力、回復力を高める場の整備

2	ア 男女を問わず病院勤務医が安心して勤務できる環境整備と小児科拠点病院の構築	0	0	0	8	12	4.60
1	イ 子どもの体調不良に対応する親のケア能力を育成し子育て、親育ての中核となるファミリーセンターの整備	0	0	3	13	4	4.05
1	ウ 子どもの入院施設の「安心して生活でき回復を促す」環境としての整備	0	0	3	9	8	4.25
2	エ 胎児と子どもをタバコの害から守るための環境整備	0	1	1	8	10	4.35

(6) 健康生活のための環境基準の整備

環境計画ガイドラインの必要性

2	ア 行政主導による研究成果のとりまとめと効果的な情報発信	0	0	8	10	2	3.70
2	イ 環境基準の見直しと環境調整装置の導入	0	1	11	7	1	3.40
1	ウ 光や音などを含めた成育環境の総合的な健康環境基準に関する研究推進とそれに基づくガイドラインの作成	0	4	9	5	2	3.25

(7) 地域コミュニティの拠点としての教育・保育環境整備

多様な体験機能をもつ学社融合型教育環境整備の推進

	ア 発達の連続性保証という観点からの多様な体験機能を持つ環境づくり	0	1	5	12	2	3.75
	イ 低層で接地製が高い木質校舎及び緑の校庭の整備推進	0	0	8	10	2	3.70
	ウ 望ましい教育・保育施設整備のガイドラインづくり	0	1	11	8	0	3.35
1	エ 生活の連続性保証の観点からの学社融合や子育て支援の環境づくり	0	0	7	10	3	3.80

(8) 活発な運動を喚起する施設・都市空間づくり

活発な運動を喚起する空間づくりのために

	ア 保育所・幼稚園・学校施設の基準の見直し	0	0	8	9	3	3.75
	イ 運動する環境と子どもの身体活動量に関する調査研究の推進	0	1	7	9	3	3.70
	ウ 活発に運動できる場の確保と適切なリーダーの配置	0	2	7	8	3	3.60
	エ 活発な運動が出来る環境を視野に入れたまちづくりの推進	0	1	3	14	2	3.85

2. もっと詳細なエビデンス（客観的なデータや根拠等）の提示が必要だと感じた項目はありますか？
 下欄に項目番号を挙げ、どのようなエビデンスがあればよいかをご記入下さい。

番号 理由や内容

4-イ	〇〇の〇〇について〇〇した資料があるとよい。
4-ア	自然体験量と子どもの発達について、何か比べたり実証できるものがあるとよい。

3. 提言に記載された内容に関連して先行している取り組みや、記載以外の取り組みがありましたら下記にご紹介ください。

番号 内容

3	道路に関しては〇〇の〇〇関連の△△△事業を行っている。

6. その他、本提言に関してご意見がありましたら、自由にご記入下さい。

◆大人が遊ぶ場を提供しなくとも、子どもは仲間さえいればどこでも空想を膨らませて遊ぶものだと思いますので、まず配慮すべきは子どもが安全に遊べる治安の維持と、最低限の交通安全確保だと思います。そのような考えから、公園の増設というよりは、地域の大人たちが見守れる体制と、子どものコミュニティが形成できる環境をいかにつくるかが大切なのではないでしょうか。

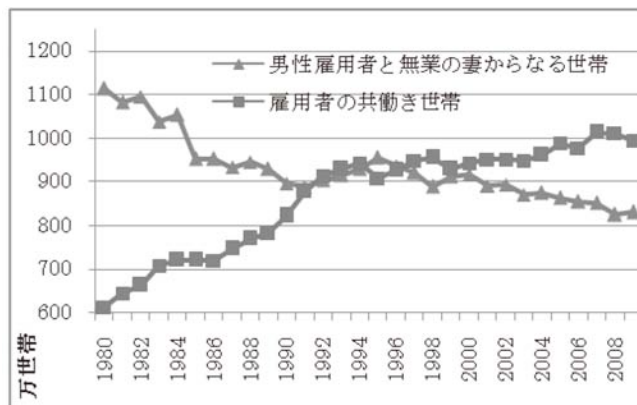
◆聞かれている内容がわかり難い問いがありました。（２）オ、（６）イ

◆貴研究の提言である（１）子どもが群れる場の重要性については大賛成である。子ども同士の遊びを通して、人格形成までも支えられていることに、さらに踏み込んでいただけると嬉しい限りです。提言３つとも、本当に今、必要なことであると感じています。

※全省庁あげて緊急的に協力、取り組みをすべきと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

◆当課の所掌の範囲は、非行を犯した後、改善校正に向け、立ち直ろうとする少年たちへの教育的指導です。貴会提言の中にも記載してあるように極めて危機的な環境に置かれている少年が対象であるとも考えられます。その意味で非行防止の観点からも子どもが育つ環境の改善施策はきわめて重要であると考えます。

2-1-1 共働き世帯の推移



男女共同参画白書平成 21 年・22 年より作成

2-1-2 ジェームズ・ヘックマンの参考文献

アメリカの労働経済学者・ヘックマンらは、大人になってからの経済状態や生活の質を高める上で、就学前教育が有効であることをマクロ経済的に分析した。就学前の子どもに対する教育投資効果に着目し、「就学後の教育の効率性を決めるのは、就学前の教育にある」とする論文を、科学雑誌『Science』で発表した。

Heckman, James J., and Alan B. Krueger. edited by Benjamin M. Friedman. introduction by Benjamin M. Friedman., *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies?*, figure, p.130: "Average percentile rank on PIAT-Math score by income quartile", ©2004 Massachusetts Institute of Technology, by permission of The MIT Press. James J. Heckman. "Skill Formation and the Economics of Investing in Disadvantaged Children." *Science*, 312, 1900-1902, 2006.

2-1-3 幼児のリテラシー習得に及ぼす社会文化的要因の影響に関する国際比較調査

内田伸子・浜野隆・後藤憲子 2009年8月『幼児のリテラシー習得に及ぼす社会文化的要因の影響—日韓中越蒙国際比較研究：2008年度日本報告』お茶の水女子大学グローバルCOE格差センシティブな人間発達科学の創成国際格差班プロジェクト報告書（全200頁）。

内田伸子・李基淑・周念麗・朱家有・浜野隆・後藤憲子 2010年3月『幼児のリテラシー習得に及ぼす社会文化的要因の影響—日本韓国中国比較データブック』（全100頁）

内田伸子・李基淑・周念麗・朱家有・浜野隆・後藤憲子 2011年3月『幼児期から学力格差は始まるか—しつけスタイルは経済格差要因を凌駕し得るか—【児童期追跡調査】日本（東京）・韓国（ソウル）・中国(上海)比較データブック』（全80頁）。


2-1-4 共用の庭による近隣関係強化



民間開発でも戸建ての庭部分を出し合い、共用の庭とすることで、居住者の親睦がはかられ、共に子育てを支援する隣近所の関係が築かれるプロジェクトが事業として成り立っている。例 シティサイエンス社のビレッジガルテン事業
写真 <http://www.c-s.jp/business/vg/> より

2-1-5 ドイツ バイエルン州の近隣強化の住宅政策

24	Wohnbaugenossenschaft im Quartiersverbund mit haus-, projekt- und quartiersbezogenen Gemeinschaftseinrichtungen wagnis eG
Ziel: wagnis heißt: wohnen + arbeiten in <i>gemeinschaft</i> – natürlich, innovativ, selbstbestimmt. Das Grundlagenpapier mit Werten und Zielen für Demokratie, Solidarität, Ökologie und Kultur in Wohnungsbau und Wohnalltag ist auf der Homepage zu finden.	
Büro	Wohnbaugenossenschaft wagnis eG Volkartstraße 2a 80634 München T (089) 18 91 16 -50 info@wagnis.org www.wagnis.org
Kontakt	Elisabeth Hollerbach elisabeth.hollerbach@gmx.de
Projekte	waanis 1 / waanis 2 / waanis 3 / waanis 4



- Sozialer Fokus
- Ökologischer Fokus
- Ökonomischer Fokus
- Interkultureller Fokus

Bayerisches Staatsministerium fuer Arbeit und Sozialordnung, Familie und Frauen (バイエルン州 労働・社会、家庭・女性局) , Wohnprojekt-Atlas 2008, Bayerisches Netzwerk, Wohnprojekte (住居プロジェクト アトラス 2008, バイエルンネットワーク 住居プロジェクト) のパンフレットより
 様々なプロジェクトが 近隣強化の社会的焦点、環境のエコロジカルな焦点、経済的焦点、多文化共生の焦点の特徴で紹介されている。ドイツでは地域再生戦略として「社会都市」の事業で近隣等の関係強化がハードの事業とあわせながら進められている。

2-2-1 オランダ、ドイツの道路での子どもの遊びを許容する道路交通法

1) オランダ ポンネルフに際してのオランダの交通法規の変更

第 88a 条 歩行者は、WOONERF と定めた地区内では、道路の幅員全部を通行することができる。道路上で遊ぶことも差し支えない。

第 88b 条 WOONERF 内では運転者は、歩行の速度より早く運転しないものとする。遊んでいる子どもや、一般歩行者、障害物、路面の凹凸などに対処できるよう余裕をもって走行しなければならない。

2) ドイツ交通法 **Straßenverkehrs-Ordnung (StVO)**

II. Zeichen und Verkehrseinrichtungen サイン&交通施設

§42 Richtzeichen 交通標識

Abschnitt 4: Verkehrsberuhigter Bereich 交通抑制区域

Ge- oder Verbot

1. Fahrzeugführer müssen mit Schrittgeschwindigkeit fahren. 車は歩行速度で走らなければならない。
2. Fahrzeugführer dürfen Fußgänger weder gefährden noch behindern; wenn nötig, müssen Fahrzeugführer warten. 車の運転者は歩行者を危険にしたり邪魔してはならず、時に待たなければならない
3. Fußgänger dürfen den Fahrverkehr nicht unnötig behindern. 歩行者は車を必要以上に邪魔してはいけない。

Erläuterung

Fußgänger dürfen die Straße in ihrer ganzen Breite benutzen; Kinderspiele sind überall erlaubt. 歩行者はこの印のある通りを利用できる。また子どもの遊びも（この印のある通りでは）どこでも許可される。

Zeichen 標識 325.1



遊び場道路の開始点

325.2



同終了点

2-2-2 英国のホームゾーンの動き

事例1 Leads Methley 地区 ストリートパーティからの展開

当該地区は低所得者層の住宅地もあり、バンダリズムも日常茶飯事の地域であった。そこで Adrian Sinclair は路上映画など催しを企画する。沿道の住戸のドアをロックしながらこの企画の賛同を得て、実施する。映画と同時に演奏も行い、ダンスをしたりとちょっとしたストリートパーティとなった。その次に企画したのが、道路に芝生シートを敷いて2日間、沿道住民がくり出して屋外の通りを村の芝生広場のよう卵スプーンレースやブラスバンドコンサート、サーカスやバーベキュー、そして夜は野外映画等の催しの場とするものであった。車が駐車し、車の通る車の道が、人々がピクニック気分で過ごす場所となったのである。1996年の夏のことである。この催しは英国全土にニュースで流れ、ホームゾーンの運動の象徴となった。当該地区においても、この催しで人間のための道路づくりの気運が持ち上がり、検討を重ねて、少ない予算でできる方法として5年後に整備が進められた。催しの開催された道路ではなく学校前の道路を中心に整備がなされた。その建設にも住民が関わり、花壇の管理も住民の手によっている。



事例2 ロンドンのホームゾーン

1) Home zone at West Ealing Five Roads, London, Five Roads Forum

1999年に住民自身が交通抑制策にとりかかる。行政主導ではなく住民主導によるDIY的な道路改造。



ストリートパーティを開き、住民内のコミュニケーションの活性化をはかる。フォーラムを結成し、ニュースレターも定期的に発行。



2) Stoke Newington,

ユダヤ人居住者の多い、特徴のある地区であり、地区のアーティスト等が関わりユニークな形の整備となった。子ども達参加のレリーフがアーティストらの関わりでつくられた。



2) Lupton Street, Raveley street around Eleanor Palmer Primary School, Camden
こちらは行政主導で 2004 年に完成した。Home Zone 整備後 子どもたちの路上での遊びが増え、55%の人が変化を肯定的に捉えている。沿道でのコミュニティのパーティなどコミュニケーションも活発となっている。



子どもたちもベンチに絵を描いたり、装飾の制作や後々の管理にも関わっている。

2-2-3 家の前の道路で遊べる環境の子ども（A群）と、遊べない環境の子ども（B群）の違い

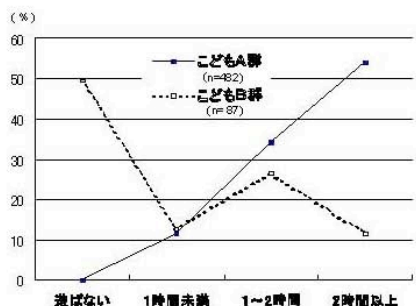


図-1 家の近くの屋外で遊びに費やされる時間（大人と同伴・非同伴をあわせて）

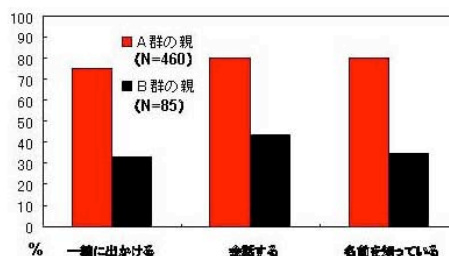


図-3 A群・B群の親における大人同士の関係：一緒に出かける（3人以上）、会話をする（9人以上）、名前を知っている（14人以上）の割合。

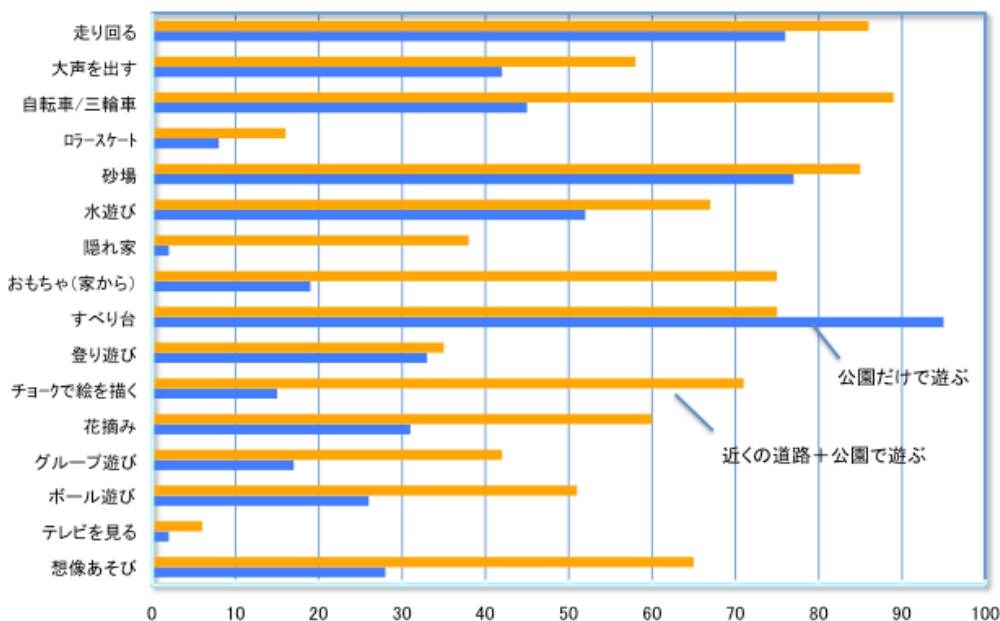


図-2 家の近くの道路で遊べる子と公園だけで遊ぶ子の遊びの違い（N=770）

子どもと生活環境：子どもの日常生活と発達に関する生活環境の意義についての実地研究
 マルコ・ヒュッテンモーゼル(マリエ・マイエルホフェル小児研究所、チューリヒ:スイス)
Children's Environments 12 (4), Dec. 1995, pp. 1 - 17
Children and Their Living Surroundings: Empirical Investigations into the Significance of Living Surroundings for the Everyday Life and Development of Children.
 Marco Huttenmoser Marie Meierhofer Institute for the Child, Zurich, Switzerland

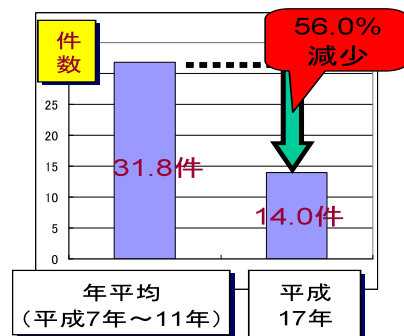
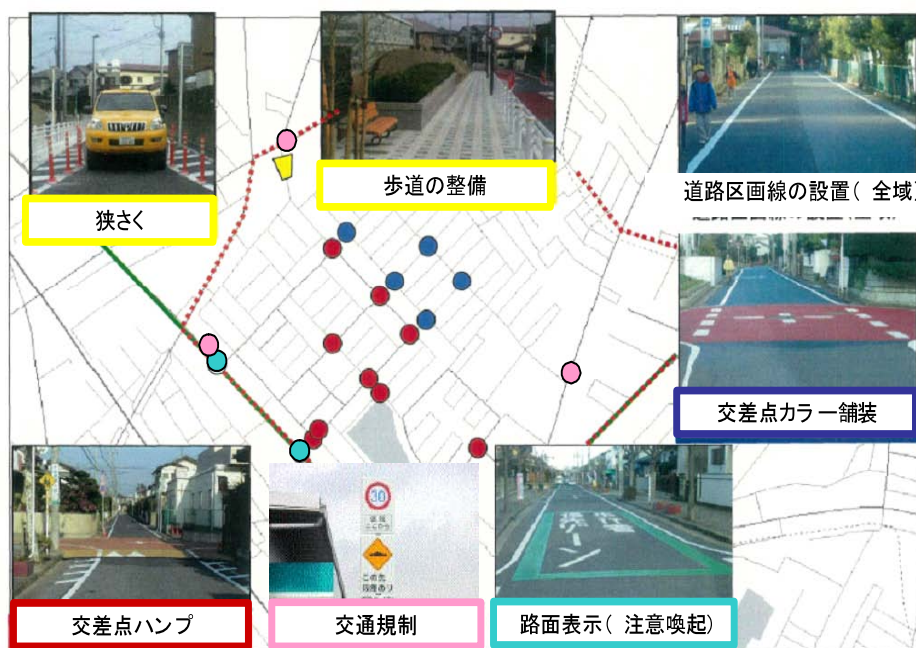
2-2-4 過去の識者の遊び場としての道路に関する記述

・S.シェマイエフ&C.アレグザンダー（1963 岡田新一訳 1967）『コミュニティとプライバシー』（鹿島出版会）では、子どもが地縁的集団を形成して遊び、育つためには道路に沿って 100 ヤード（90m）に 25 軒単位の住戸を配置する必要があると唱えている。

・ジェーン・ジェイコブスはその著書（J.ジェイコブス(1961 黒川紀章訳 1977) 『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会）の中で、犯罪の温床となる公園よりも道路で子どもは安全に遊び、地域の大人ともコミュニケーションをとりながら、孤立して暴力行為に走ることから防いでいると指摘している。

・ルイス・カーンは「都市とはその通りを歩いている一人の少年が、彼がいつの日かなりたいたいと思うものを感じとれる場所ではなくてはならない」と言い、道路をもっと遊び場として普及すべきとうたっている（香山壽夫（2003）『ルイス・カーンとはだれか』王国社 p.142）。

2-2-5 鎌ヶ谷の安心歩行エリアの事例



交差点道路ハンプ 9箇所 ・ 交差点道路照明灯 14基

・ 道路区画線 8km ・ 路側帯カラー舗装 1km

・ 一時停止交通規制 3箇所 など

千葉県鎌ヶ谷市東初富地区

※ワークショップの実施やヒアリング情報の収集等により、地域住民の実感を反映した対策を合意形成を図りつつ実施。

※歩車共存道路、交差点ハンプ等の直接交通安全に繋がる対策を実施し、事故件数が56%減少。

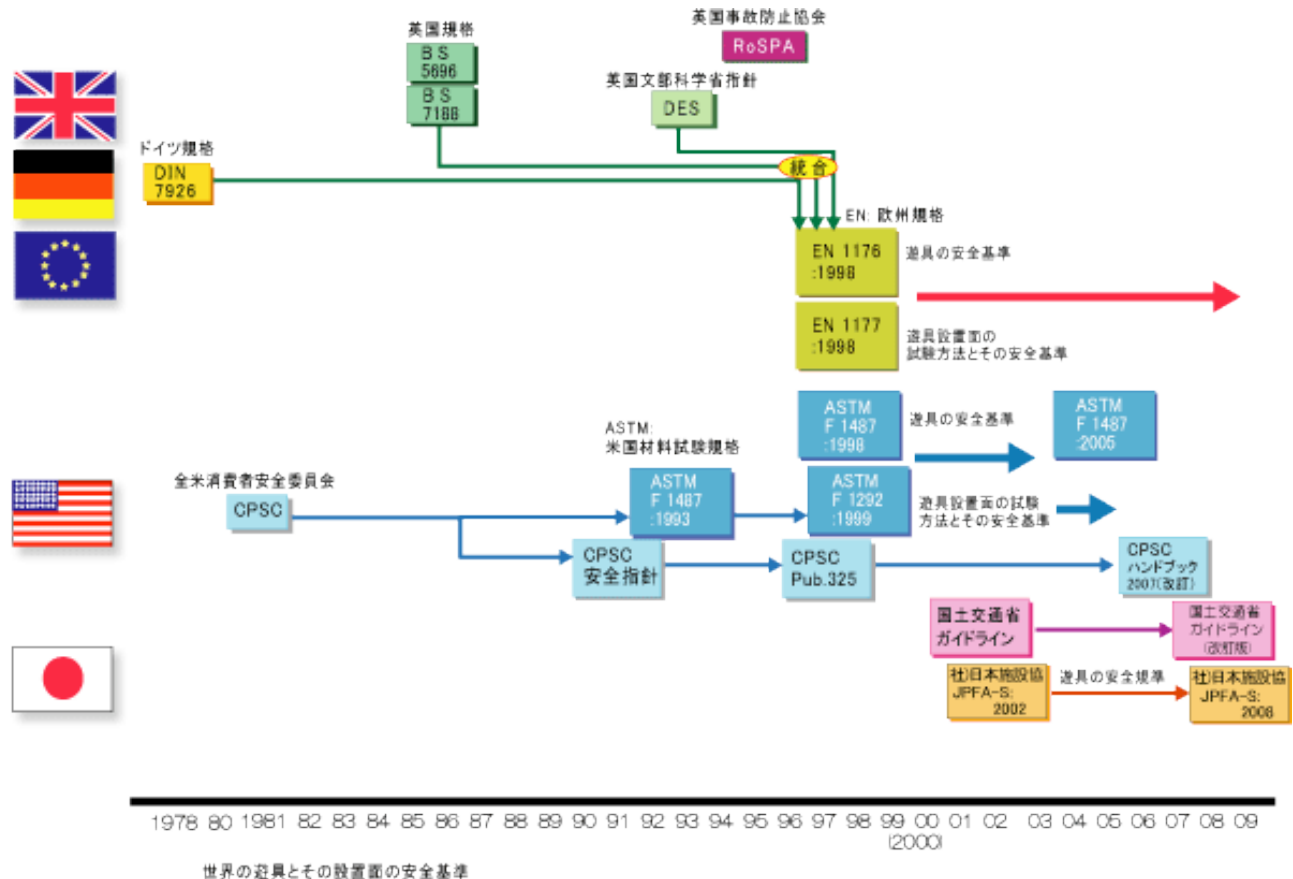
（国土交通省のインタビュー及び提供資料より）

2-3-1 横浜 公園愛護会

横浜市には約2,600か所の公園があり、そのうち約2,350か所、約9割の公園に公園愛護会がある。花壇づくり、広報誌の発行等を行う活発な愛護会もあり、また中には雑木林の除伐、落ち葉かき、竹林の間伐などの公園の保全活動や、炭焼き、自然観察、竹細工などの公園を楽しむ活動を行う活動をしている愛護会がある。

<http://www.city.yokohama.lg.jp.cache.yimg.jp/kankyo/park/aigokai/> より

2-3-2 世界の遊具の安全基準



http://www.playsafety.ne.jp/en_astm.htm より

2-3-3 プレイワーカーの役割

プレイワーカー研究会（代表 嶋村仁志、武田信子）（2011）『プレイワーカーの育成に関する研究』（財）こども未来財団 の報告書は様々な職種のプレイワーカーや遊びの関係者への聞き取りやワークショップ、アンケート調査と既往文献整理によって、プレイワーカーの役割と職能についての課題と提案を行っている。この報告書ではコンピテンシー（人材の活用に用いられる手法で、高業績者の行動特性などと訳されている）というキーワードを掲げて以下の項目をあげている。

- 1) 子どもを心から迎える。
- 2) 子どもの存在を丸ごと尊重する。
- 3) 子どもの主体性を尊重する。

- 4) 子どものすることに関心を持ち何故それをするかを考える。
- 5) 子どもから自由のための責任を奪わない。
- 6) 子どもが自由に遊べる環境を創る。
- 7) 社会環境を調整する。
- 8) 危機管理をする。
- 9) 子どもの遊びを触発する。
- 10) 自分の実践を振り返る。
- 11) 自分という主体をたてる。

また子どもの遊びに関するグランドデザインづくりを政府及び地方自治体に働きかけることや子どもの遊ぶ権利を課題とした教育・研究活動の必要性も IPA(子どもの遊ぶ権利のための国際協会)の宣言文の引用からうたっている。

2-3-4 移動式子ども基地 NPO コドモワカモノまち ing



<http://www.k-w-m.jp/> より

【目的】

子ども・若者が主体的にまちに参画するための環境づくりを行うと共に感動・感性・感謝する気持ちを育む「感育」により、子ども・若者と一緒に豊かなまちを育む

【コンセプト】

「感育」・・・五感を使って、感動・感性・感謝の気持ちを育む

【事業】

- ⊖子ども・若者による地域活動のコーディネート
- ⊖子ども・若者の居場所づくり
- ⊕子ども・若者を対象とした地域イベントの企画および運営
- ④子ども・若者のまちづくりに関する調査研究事業
- ⑤子ども・若者のまちづくりに関する出版・広報宣伝活動
- ⑥子ども・若者の人材養成・セミナー事業
- ⑦子ども・若者を対象とした感育グッズの開発・販売
- ⑧各種団体との連携・広域ネットワークづくり

【ミッション】

- ・子ども・若者の居場所づくり

まちに子ども・若者の居場所をつくる。活動を点から線、線から面に広げ、まちとの継続的な関わりの中で、単なる空間から愛着がわき、自分たちの居場所になっていく。

2-4-1 コミュニティ・スクール成立を促す要素

地域型コミュニティ・スクールの成立要因に関する事例的考察：阿智第三小学校を事例として、山崎 保寿、静岡大学教育学部研究報告、人文・社会科学篇 58, 221-230, 2007

2005年にコミュニティ・スクール推進委員会が設置されて活動が開始された事例をもとに、コミュニティ・スクール成立を促す要因について調査研究したものである。下の表は関連する人々を対象に行ったアンケート結果を因子分析したもので、生徒、保護者、教員に比べ地域住民に関する値が低いことがわかる。

長野県下伊那郡阿智村町立阿智第三小学校の事例をもとに、社会の課題を地域と学校がともに考えていくスタイルのコミュニティ・スクールのあり方を提案し、学校と教育行政側が具体的なイメージを提示しながら、コミュニティに働きかけていくことの重要性を指摘している。

表10. 因子得点プロット

第1因子	別	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析	
	中学・高校生	54	3.024	0.557	自由度	グループ間 3
保護者	80	3.064	0.502		グループ内 236	
地域住民	96	2.940	0.727	F 値	1.215(ns)	
教員	10	3.262	0.266			
全体	240	3.013	0.609			
第2因子	別	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析	
	中学・高校生	49	2.421	0.564	自由度	グループ間 3
保護者	77	2.798	0.613		グループ内 256	
地域住民	124	2.368	0.774	F 値	7.563**	
教員	10	2.866	0.233			
全体	260	2.525	0.704			

[†] p < 0.10 *p < 0.05 **p < 0.01

2-4-2 放課後子ども教室の現状と課題

子どもの居場所としての「放課後子ども教室」：その現状と課題、請川 滋大、日本女子大学紀要、家政学部 57, 23-33, 2010-02-26

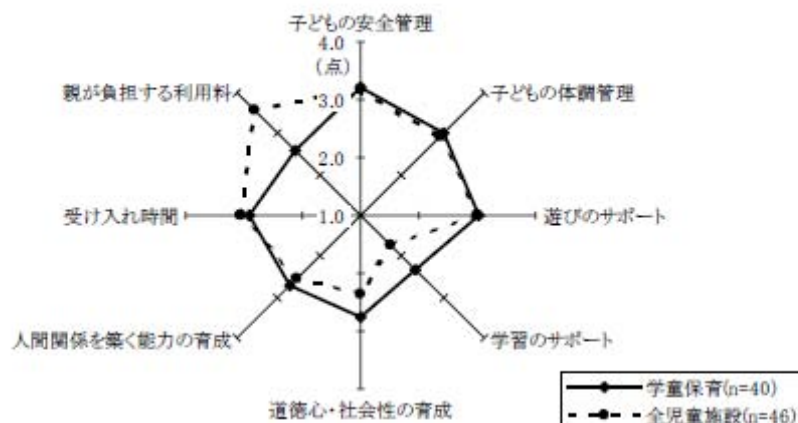
現状と課題を分析した研究で、親の意識が安全面の確保に偏っていることが示されている。一方、こどもたちは体験や非日常性、友達について重視しており、地域によって勉強や大人といった要素の分布が異なることは、各施設の現状に地域性や地域スタッフの特徴が反映されているためと考えられる。地域の達人の活用は高齢者の意欲や心身健康度の向上につながる可能性もあり、地域の人材とのネットワークの活性化や人材育成、人材発見が重要である。

2-4-3 保護者が放課後子ども教室に求めているもの

小学生が放課後を過ごすための施設の充実に向けて
 ー小学生の放課後生活と教育に関するアンケート調査結果から
 ライフデザインレポート 2008 (11-12) : 4-15

親が重視しているのは安全管理や健全育成のための機能であった。

図表9 放課後を過ごすための施設の施設機能満足度得点



2-4-4 多様なニーズを持つ子どもたちのための学校における成育空間

発達障害児の教育と教育空間

学術講演梗概集. E-1, 建築計画 I, 各種建物・地域施設, 設計方法, 構法計画, 人間工学, 計画基礎 2005, 69-70, 2005-07-31

5018 発達障害児の教育と教育空間の利用実態に関する研究 : 最近の情緒障害学級の教育と空間について(特別支援教育, 建築計画 I)

西島 衛治

ノースカロライナ州で実施されている発達障害児に対する施策である TEACCH(Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children)プログラムでは、こうした障害を持つ子どもたちに適した空間構成を教育空間に導入することで、情緒の安定化や教育効果の向上をもたらしており、西島によって、わが国においても比較的早くから教師の独自の工夫により教室空間の再分化や用途別利用などが試みられていたことが報告されている。

関連文献 :

自閉症児に配慮した教室空間の構造化に関する研究 : 熊本県内の情緒障害学級における教育とその空間の構造化に関する調査(建築計画)

西島 衛治、日本建築学会研究報告. 九州支部. 3, 計画系 (46), 281-284, 2007-03-01

2-4-5 学校開放でまち育て—サスティナブルタウンをめざして、岸裕司、学芸出版社、2008

学校と住民双方にメリットのある関係を志向する「学社融合」の実践として著名な千葉県習志野市秋津地区における実践例が地域史や人口流動、犯罪発生率等のデータと共に示され、今後のまちのあり方に多様な提案をしている。コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの転換も提案している。

2-4-6 まちでの遊びが子どもの生活リズムや心身健康状態に及ぼす影響に関する研

究。吉永真理， 横山明子， 木下勇、学校保健研究 51(3):183-192、2009
 世田谷区のふたつの小学校児童を対象にした遊びと遊び場調査から、自宅や友人宅、学校以外のまちの中で遊ぶ子どもたちとそうした遊び場では遊ばない子どもたちの心身状態、社会体験・自然体験、生活リズム等を解析している。表には、まちでの遊びをする群としない群で、「人と話したくないことがある」という社会性に関わる尺度で有意差があることを示している。まちで遊ぶ子は人と話したくないと感じることがあまりないことがわかった。

表6 まち遊びの有無による心身状態に関する回答割合の比較

	全 体									低 学 年									高 学 年								
	まち遊びの有無			合 計	χ ² 値	まち遊びの有無			合 計	χ ² 値	まち遊びの有無			合 計	χ ² 値												
	なし	あり				なし	あり				なし	あり															
だるい***	44	42.3%	158	44.0%	202	43.6%	0.10	28	49.1%	101	54.6%	129	53.3%	0.52	16	34.0%	57	32.8%	73	33.0%	0.03						
ある	60	57.7%	201	56.0%	261	56.4%	ns	29	50.9%	84	45.4%	113	46.7%	ns	31	66.0%	117	67.2%	148	67.0%	ns						
いらいら・大声	37	35.6%	156	43.5%	193	41.7%	2.06	24	42.1%	81	43.8%	105	43.4%	0.05	13	27.7%	75	43.1%	88	39.8%	3.68						
ある	67	64.4%	203	56.5%	270	58.3%	ns	33	57.9%	104	56.2%	137	56.6%	ns	34	72.3%	99	56.9%	133	60.2%	ns						
心配事	34	32.7%	151	42.1%	185	40.0%	2.95	18	31.6%	84	45.4%	102	42.1%	3.42	16	34.0%	67	38.5%	83	37.6%	0.31						
ある	70	67.3%	208	57.9%	278	60.0%	ns	39	68.4%	101	54.6%	140	57.9%	ns	31	66.0%	107	61.5%	138	62.4%	ns						
おなかが痛い	43	41.3%	149	41.5%	192	41.5%	0.00	25	43.9%	83	44.9%	108	44.6%	0.02	18	38.3%	66	37.9%	84	38.0%	0.00						
ある	61	58.7%	210	58.5%	271	58.5%	ns	32	56.1%	102	55.1%	134	55.4%	ns	29	61.7%	108	62.1%	137	62.0%	ns						
朝の排便なし	22	21.2%	104	29.0%	126	27.2%	2.49	14	24.6%	52	28.1%	66	27.3%	0.28	8	17.0%	52	29.9%	60	27.1%	3.10						
ある	82	78.8%	255	71.0%	337	72.8%	ns	43	75.4%	133	71.9%	176	72.7%	ns	39	83.0%	122	70.1%	161	72.9%	ns						
人と話したくない*	37	35.6%	187	52.1%	224	48.4%	8.8	24	42.1%	104	56.2%	128	52.9%	3.48	13	27.7%	83	47.7%	96	43.4%	6.05						
ある	67	64.4%	172	47.9%	239	51.6%	p<0.01	33	57.9%	81	43.8%	114	47.1%	ns	34	72.3%	91	52.3%	125	56.6%	p<0.05						
朝ごはん食べない*	80	76.9%	279	77.7%	359	77.5%	0.03	47	82.5%	151	81.6%	198	81.8%	0.02	33	70.2%	128	73.6%	161	72.9%	0.21						
ある	24	23.1%	80	22.3%	104	22.5%	ns	10	17.5%	34	18.4%	44	18.2%	ns	14	29.8%	46	26.4%	60	27.1%	ns						
合 計	104	100.0%	359	100.0%	463	100.0%		57	100.0%	185	100.0%	242	100.0%		47	100.0%	174	100.0%	221	100.0%							

注) 低学年と高学年で体験の有無の比率についてχ²検定を行った結果、* p<0.05, *** p<0.001で有意差があった項目。

学校保健研究 Jpn J School Health 51 : 2009

2-4-7 スウェーデンの学童保育ー日本の「放課後子どもプラン」への展望、泉千勢、社会問題研究、第 58 巻 1-12、2009

1960 年代から保育施設を教育機関としてとらえる気運が高まり、90 年代の教育改革を経て、今日では学童保育は生涯学習の体系に位置づけられ、学校教育との連携が一層密になっている。学童保育の指導員は学校教師と協働して仕事をしている。

2-4-8 校庭改善が地域・学校コミュニティ活性に果たす役割

校庭改善が地域・学校コミュニティ活性に果たす役割：坂田小校庭整備計画の事例から<特集>ストックとしての『環境資産』の再評価)

仙田 考・井上 寿:ランドスケープ研究：日本造園学会誌：journal of the Japanese Institute of Landscape Architecture 68(1), 24-27, 2004-08-30

校庭改善の活動に参加した子どもたちは校庭利用率が高くなり、遊びに多様性や空間的広がりが見られるようになった。さらに、活動を学校と地域が協働で行うことで、完成後数年たっても、メンバーの学校への関わりが続き、子どもたちの学び・遊び環境創成のための協働的活動が持続する効果が指摘されている。

その他文献：仙田考（1997）英国環境教育のための校庭利用・デザイン・改善ー成功事例校を通じての報告。日本環境教育学会第 8 回大会発表要旨集。

2-4-9 ドイツやイギリスにおける環境教育を念頭に置いた子ども参画による学校環境整備の事例

英国の事例ではラーニング・スルー・ランドスケープという NPO が進めて、英国の教育・科学省をも動かし、『アウトドア・クラスルーム』というガイドブックを発行した。それは下記に詳しい。

英国教育・科学省編（1990， IPA 日本支部訳 1994）『アウトドア・クラスルーム』
公害対策技術同友会

アイリーン・アダムスとまちワーク研究会（2000）まちワーク-地域と進める『校庭 & まちづくり』総合学習。風土社。

ドイツの事例では

ベルリンの Gruen Macht Schule というベルリン市が都市再生で進めている、教育の専門家とランドスケープアーキテクトの専門家によるチームによるプログラムが注目される。既に市内の7割を超える学校の校庭を改善している。詳細は下記

<http://www.gruen-macht-schule.de/>

こども環境学会ではこのチームのリーダーである Ortrud Khur 女史を招いて 2009 年 2 月 1 日（日）13:00-16:30 に日本の校庭改善の先進的取り組みのリーダーとともに「緑が学校をつくる」というシンポジウムを開催した（下記 HP 参照）。

http://web.mac.com/kinoshita_apple/gruenmachtschule/Welcome.html



その他、家畜飼育で特色を出し生徒数が増えた学校もある。Gruendschule im Gruen, 写真：木下勇

2-4-10 改修による学校施設の再生の例

環境共生型の学校づくりの実践例が各地から 10 事例示されている。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/02/19/1289835_5.pdf

2-4-11 エコスクール整備を通して住まい手の環境教育の促進が行われている事例

総合調査「持続可能な社会の構築」4 建築環境・都市環境にかかわる持続可能性—エネルギー資源の利用と住まい手をはぐくむ事例、岩松俊哉、pp159-172『持続可能な社会の構築 総合調査報告書』（調査資料2009-4）国立国会図書館 調査及び立法考査局 平成22年3月25日発行 所収

エコスクール整備により環境整備と共に児童・生徒のエコロジカルな環境整備に関する理解の深まりやさらに広範囲な環境整備への波及効果を明らかにした。また、学校のエコ改修とあわせて環境教育を実践するモデル事業についても報告している。

2-5-1 保育所の最低基準

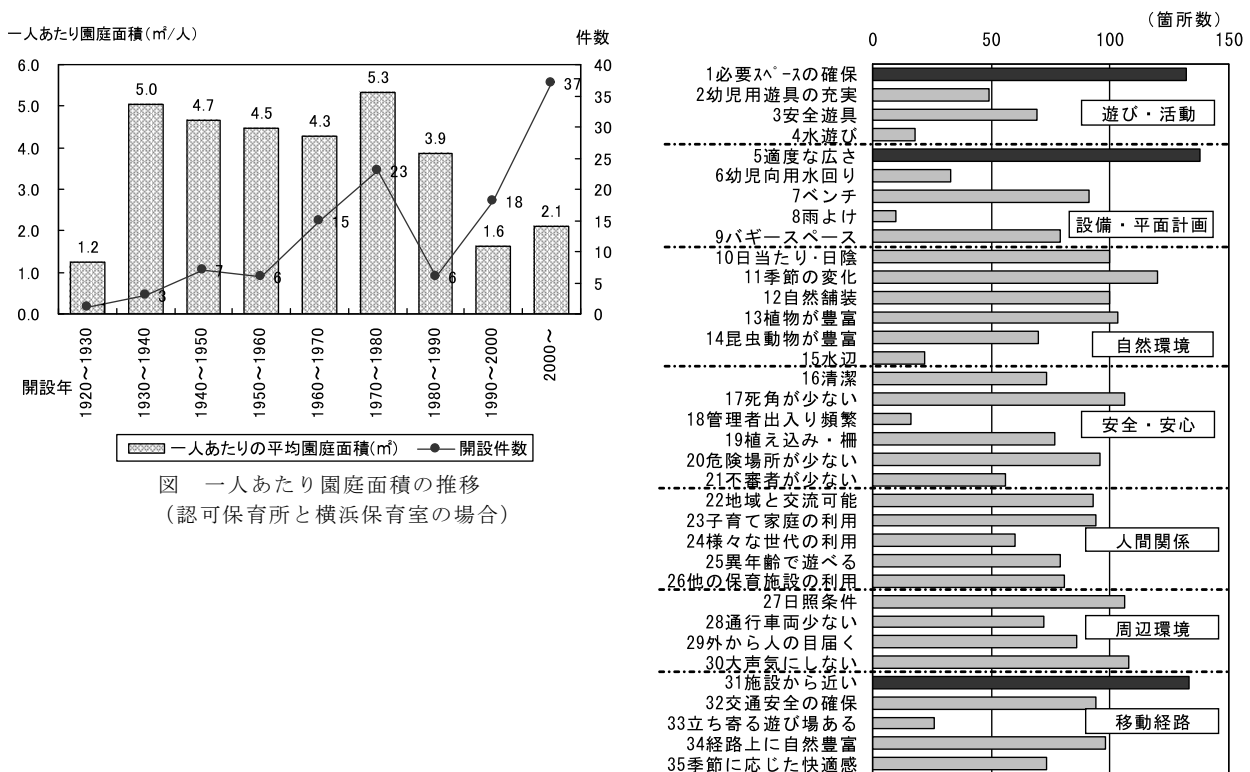
児童福祉施設最低基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）では、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準を定めており、認可保育所については法により規定が示されている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23F03601000063.html>

2-5-2 保育施設の「屋外遊戯場」としての公園の代替利用に関する研究

三輪 律江他：保育施設の「屋外遊戯場」としての公園の代替利用に関する研究—地域の住環境計画の視点による住区基幹公園活用を目指して、住宅総合研究財団研究論文集（35）、2008、pp.131-142

横浜市の保育施設を対象とした屋外遊戯場の実態や公園利用の状況把握とともに、保育環境としての公園像について、保育施設のほとんどが「週1回以上」園外活動を行うこと、週に1回以上利用する公園の66%が街区公園であること、園庭の広さが十分でない保育施設では公園をほぼ毎日利用といった園庭の代替利用の実態と共に、保育のねらいによる公園ニーズの相違を明らかにした。保育施設にとって公園は「屋外遊戯場」の補完・代替だけでなく、保育を展開する上での積極（強化）的利用をする場として重要な位置づけであり、これらを受け止める地域との関係や体制のしくみづくりが急務な課題と指摘している。



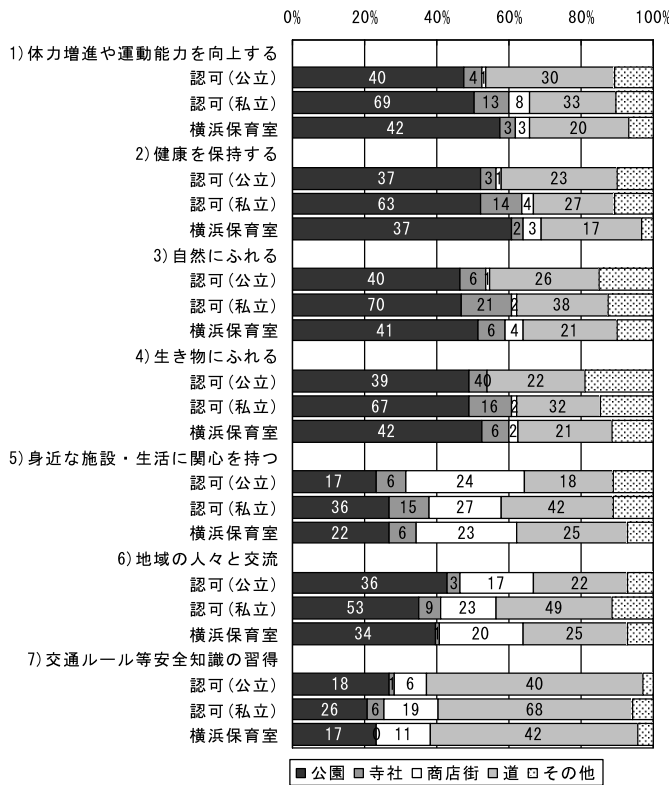


図 園外活動での保育のねらいと活動場所（複数回答）

2-5-3 幼稚園・保育所における環境の扱い

① 「幼稚園教育要領」（発達特性）より

第1章 総則

第1節 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。 これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やもののかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即した適切な教育課程を編成するものとする。

- 1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

②「保育所保育指針」（発達の特性）より

第1章 総則

2 保育所の役割

(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

3 保育の原理

(2) 保育の方法

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

第2章 子どもの発達

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

1 乳幼児期の発達の特性

(1) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

(2) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。

(3) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

(4) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。

(5) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。

(6) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>環境 <u>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</u></p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) <u>身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</u></p> <p>(2) <u>身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</u></p> <p>(3) <u>身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</u></p> <p>2 内容</p> <p>(1) <u>自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</u></p> <p>(2) <u>生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。</u></p> <p>(3) <u>季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</u></p> <p>(4) <u>自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。</u></p> <p>(5) <u>身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</u></p> <p>(6) <u>身近な物を大切にす。</u></p> <p>(7) <u>身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</u></p> <p>(8) <u>日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。</u></p> <p>(9) <u>日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。</u></p> <p>(10) <u>生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。</u></p> <p>(11) <u>幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</u></p>	<p>第3章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容</p> <p>(2) 教育に関わるねらい及び保育</p> <p>ウ 環境 <u>周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</u></p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① <u>身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</u></p> <p>② <u>身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</u></p> <p>③ <u>身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</u></p> <p>(イ) 内容</p> <p>① <u>安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなど感覚の働きを豊かにする。</u></p> <p>② <u>好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。</u></p> <p>③ <u>自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</u></p> <p>④ <u>生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。</u></p> <p>⑤ <u>季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</u></p> <p>⑥ <u>自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。</u></p> <p>⑦ <u>身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。</u></p> <p>⑧ <u>身近な物を大切にす。</u></p> <p>⑨ <u>身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</u></p> <p>⑩ <u>日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。</u></p> <p>⑪ <u>日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。</u></p> <p>⑫ <u>近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。</u></p>

幼稚園教育要領	保育所保育指針
<p>第2章 ねらい及び内容 環境</p> <p>3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とかかわりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。</p> <p>(4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にす。数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。</p>	<p>第3章 保育の内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項 力 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p>

出典：平成23年6月13日こども指針（仮称）ワーキングチーム資料2-3 より

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

2-6-1 学校校庭の芝生化や学校ビオトープの一部補助（「安全・安心な学校づくり交付金」における「屋外教育環境施設の整備」事業、文部科学省）、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進のためのエコスクールパイロット・モデル事業の実施（文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省連携）など。すべての学校でエコスクールづくりを目指すとの期待も示されている（「既存学校施設のエコスクール化のための事例集」文部科学省、2010）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/ipp_qa.htm

2-6-2 総務省による都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進等事業、文部科学省による豊かな体験活動推進事業（学校・家庭・地域の連携協力推進事業）、農林水産省による“受入モデル地域”を核とした受入地域の整備に向けた総合的な支援・受入推進体制の整備等として進められているものである。

都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進等事業

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kodomo/pdf/yosan_somu.pdf

豊かな体験活動推進事業（学校・家庭・地域の連携協力推進事業）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kodomo/pdf/yosan_monka.pdf

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kodomo/index.html>

2-6-3 里山づくりは、その推進に取り組む自治体もいくつかあり、2010年の生物多様性条約締約国会議COP10以降、里地・里山として人間の営みの上でのバランスのとれた自然環境の多様性が認識された。子どもへの活動としては活力ある地域づくり支援事業のなかで採択事例もみられる（石川県能美市活力ある能美の里山づくり事業、財団法人地域活性化センター平成19年度助成）。また千葉県木更津社会館保育園が実践する里山での「学童保育／土曜学校」は記録映画『里山の学校』（桜映画社）にもなっている。

2-6-4 子どもエコクラブ 平成7年度に環境省の事業として発足し、その後、財団法人日本環境協会へと引き継がれ、160万人を超える子どもたちが参加したとされる。全国の自治体やNPOなどと連携して実施され、平成22年度は3,000クラブ、約17万人の子どもたちが登録し、活動したという。

3-1 遊びと安全・安心が両立するガイドライン

日本学術会議子どもの成育環境分科会とこども環境学会と合同で小委員会活動として検討を重ね、(独)福祉医療機構の助成を得て最終的に冊子にまとめた。

http://web.mac.com/kinoshita_apple/遊びと安全安心/Welcome.html

ガイドラインの内容は次の構成による。

パート1 遊びと「安心・安全」が両立するためのガイドライン

パート2 子どもが遊べる道のモデル

パート3 学校を拠点にした遊び場づくりモデル

パート4 山里の遊び場づくり (イタズラ村) モデル + プラス補遺

ガイドラインは下記の HP よりダウンロードできる。

http://web.mac.com/kinoshita_apple/遊びと安全安心/ガイドライン完成.html



3-2 リスクアセスメント

J. リンドン博士は「個々の状況や子どもに関連して、あまりにたくさんの受容不可能なリスクをもつことは、子どもが遊びを通して学習する様々な機会を阻害することになる。また、過保護にすることで別なリスク、つまり、子ども自身がリスクの判断ができなくなる、というリスクも発生させる」と述べています。そこで遊び場や活動の目的とあわせながら、潜んでいる危険の大きさ（それも環境のみならず子どもの能力にもよる）を評価するリスクアセスメントが大事となります。リスクアセスメントもPDCAの循環を基本としています。この作業を大人のみならず子ども参画で行う。

J.Lindon: Too Safe for Their Own Good?, Helping Children Learn about Risk and Lefeskills; The National Early Years Network, 1999 (大坪昇太 「世界の遊び場における事故防止対策—その歩みと課題」『遊び場の安全ハンドブック』(荻須他編 2004) 玉川大学出版部 より)

3-3 幼児の危険認識の発達に関する参考文献

内田伸子 2007年3月『幼児の安全教育に関する総合的研究－幼児の危険認識の発達に及ぼす社会・文化的要因の影響－』財団法人セコム科学技術振興財団研究助成平成18年度研究成果報告書（全506頁）。

内田伸子 2008年3月『幼児の安全教育に関する総合的研究－幼児の危険認識の発達に及ぼす社会・文化的要因の影響－』財団法人セコム科学技術振興財団研究助成平成19年度研究成果報告書（全310頁）。

内田伸子・袖井孝子編著(2010)『子どもの暮らしの安全・安心～命の教育へ～第I巻 乳幼児期』金子書房。（全142頁）

袖井孝子・内田伸子(2010)『子どもの暮らしの安全・安心～命の教育へ～第II巻 児童期』金子書房。（全147頁）

清水由紀（2008）『幼児・児童における見知らぬ人物に対する危険認知の発達過程－向社会的な発達を阻害しない防犯教育の在り方に関する検討－』平成20年度埼玉大学総合研究機構研究プロジェクト(研究経費)研究成果報告書

4-1-1 内閣府の「子ども・若者育成支援施策の総合的推進」と題する説明においては「次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成 支援施策の方針等を定める場合も、子ども・若者計画を作成したこととなる」とある。

http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/law_s2.pdf

4-1-2 子どもの意見の政策への反映

例えば、立川市の取り組みが挙げられる。立川市では、「子ども委員会」が設置されており、公募で募集された小学校4年生から高校生の委員が、行動計画への意見を述べたり、市長への提言を行っている。

4-1-3 子ども、若者の定義

1) 子ども・若者育成支援に関するワーキングチーム 議事資料より

http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/working-team/k_1/pdf/s2.pdf

*法律が「子ども・若者育成支援推進法」とされたことに伴い、改めて、定義の再整理が必要か。Ex. 現大綱で「若者」とされている「中学生」は、「子ども」か「若者」か。

「中学生」を「子ども」とするなら、思春期に「子ども」と「若者」の両方が含まれることになってもよいか。など

2*現大綱（青少年育成施策大綱）では、「若者」は「思春期」と「青年期」の者と定義し、別途、社会的自立に困難を抱え、何らかの支援を必要としている者については、青年期を過ぎた者も「ポスト青年期」として支援の対象としている。新大綱では「若者」の年齢範囲を如何に定義するか。

(参考)現大綱における青少年等の定義 青少年:子どもと若者の総称(0歳からおおむね30歳未満までの者) 大人:青少年期を脱した者 子ども:乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)と学童期(小学生)の者

若者:思春期(中学生からおおむね18歳まで)と青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者

2) 次世代育成支援行動計画での対象者のとらえ方

「すべての子ども(概ね18歳未満)とその子育て家庭はもちろんのこと、市民、地域で活動する団体、企業、行政など、すべての個人及び団体(札幌市)」、「すべての子どもとその家庭に対する施策を中心に、妊娠期から子どもが自立するまでの期間を一貫して、行政、企業など地域社会全体で取り組む(千葉市)」、「生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね30歳未満までの子ども・青少年とその家庭(横浜市)」など、自治体により様々な表現、解釈となっている。

4-2-1 英国の子どもコミッショナー

各国（イングランドやウェールズ等）の政府内に子どもコミッショナーを置いて、子どもの権利条約にもとづき、虐待等から子どもたちを保護し、子どもたちの現状の問題を子どもの声を聞きながら、施策に反映する役割を担っている。

ウェールズの子どもコミッショナーは <http://www.childcomwales.org.uk/>

イングランドの子どもコミッショナーは

<http://www.childrenscommissioner.gov.uk/>

4-2-2 ドイツの青少年参画 2010 集会

2010年9月5日 ドイツの各州からユース代表が集まり、国（連邦）への施策の提案について集会が催された。これはユース参画ブランデンブルグという NPO が組織し、連邦の社会局の青少年担当者が参加する場で合宿しながらのワークショップで活発な意見が交わされて、青少年の意見を連邦に伝える一つの場となっている。

<http://www.jugendbeteiligung-brandenburg.de/>



（写真 木下勇）

4-2-3 ドイツ子ども支援協会 (Deutschen Kinderhilfswerkes e. V.) の子ども参画の専門家養成

テーマ

- ・子ども・若者参画の基本知識、手法、モデル、技術
- ・参画事業を始めるための戦略
- ・参画の障害があつて面倒な時のヒント
- ・子どもの権利
- ・遊び
- ・プロジェクトマネジメント
- ・予算
- ・広報活動
- ・子ども・若者参画のモデレーターとしてのさらなる研修トレーニング

<http://dkhw.de/cms/>より

4-2-4 ミュンヘン市の子ども代理人制度



中央に常勤の副市長直轄の子ども代理人、各地区にはボランティアの子ども代理人を統括し、子どもの声を市政に反映する責任を有す。副市長直轄なので市施策に横断的に強制力を有す。



子どもが審査委員になって子どもに優しいかどうかチェックして点数化して優秀な事例を表彰する。

1999 子どもにやさしいレストラン

2001 子ども家族にやさしい住環境

1999 & 2001 子どもにやさしいミュンヘン市民(子どもが審査委員会)

1999 & 2001 アイデア&プロジェクトコンペ

2006 子ども家族にやさしい住環境

4-2-5 フライブルグの子どもオフィス（キンダービューロー）



フライブルグはキンダービューローの所長（ディレクター）を市の職員として採用。所長 **Andrea Wagner** さんは、ドイツ子ども支援協会での子どもの参画のトレーニングを受けて、現職に着いた。キンダービューローはフライブルグでは市直轄で運営しているが、ドイツの他都市の多くは民間に委託。

参考 スイスの独仏の国境の街、バーゼルでも民間のキンダービューローが様々な子ども・若者参画の事業を展開している。



Zeno Steuri, Cornelia Herrmann, et.al.
Kinderbüro Basel



(写真 木下勇)